

昭和二十二年司法省令第九十四号

戸籍法施行規則を、次のように定める。

戸籍法施行規則

戸籍の記載手続

戸籍簿

戸籍の届出

電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例

戸籍電子証明書等

電子情報処理組織による届出又は申請等の特例

戸籍簿

戸籍簿

戸籍用紙は、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用い、附録第一号様式によつて、これを調製しなければならない。但し、美濃判の丈夫な用紙を用いることを妨げない。

戸籍が数葉に涉るときは、市町村長は、職印で毎葉のつづり目に契印をし、かつ、その毎葉に丁数を記入しなければならない。

戸籍用紙の一部分を用い尽したときは、掛紙をすることができる。この場合には、市町村長は、職印で掛紙と本紙とに契印をしなければならない。

戸籍は、市町村長が定める区域ごとに、本籍を表示する地番号若しくは街区符号の番号の順序又はその区域内に本籍を有する者の戸籍の筆頭に記載した者の氏の（あ）（い）（う）（え）（お）の順序に従つてつづるものとする。

戸籍簿には、附録第二号様式による表紙をつけなければならない。

戸籍簿は、これを分冊することができる。この場合には、その表紙に番号を記載し、地区によつて分冊したときは、その地区の名称をも記載しなければならない。

戸籍簿は、年ごとにこれを別冊とし、丁数を記入し、その表紙に「令和何年除籍簿」と記載しなければならない。

前条第二項の規定は、各年度の除籍簿にこれを準用する。

市町村長は、相当と認めるときは、数年度の除籍簿を一括してつづることができる。この場合には、更に表紙をつけ、「自令和何年至令和何年除籍簿」と記載しなければならない。

除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

第六条 市町村長は、附録第三号様式によつて、戸籍簿及び除籍簿について各別に見出帳を調製し、これに戸籍の筆頭に記載した者の氏の（い）（ろ）（は）（順又は（あ）（い）（う）（え）（お））順に従い、その者の氏名、本籍その他の事項を記載しなければならない。

市町村長は、相当と認めるときは、附録第四号様式による見出票に前項の事項を記載し、これを同項に規定する順序に整序して、見出帳に代えることができる。

第七条 戸籍簿又は除籍簿は、事変を避けるためでなければ、市役所又は町村役場の外にこれを持ち出しができない。

戸籍簿又は除籍簿を市役所又は町村役場の外に持ち出したときは、市町村長は、遅滞なくその旨を管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に報告しなければならない。

第八条 戸籍簿及び除籍簿は、施錠のある耐火性の書箱又は倉庫に藏めてその保存を厳重にしなければならない。

第九条 戸籍簿又は除籍簿の全部又は一部が滅失したときは、市町村長は、遅滞なくその年月日、帳簿の名称、冊数その他必要な事項を記載した書面により、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に報告しなければならない。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が前項の報告を受けたときは、必要な調査をした後、その再製又は補完の方法を具し、これを法務大臣に具申しなければならない。

戸籍簿又は除籍簿の全部又は一部が滅失するおそれがあるときは、前二項の例に準じて報告及び具申をしなければならない。

戸籍法第十一条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の申出があつたときは、前条第一項及び第二項の例に準じて報告及び具申をしなければならない。

戸籍法第十一条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の原戸籍の保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

戸籍法第十一条の二（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の原戸籍の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

戸籍法第十一条第三項（同法第十条の二第六項、第十二条の二、第四十八条第三項及び第一百二十条の六第二項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 郵便
二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便

戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項又は第二項の請求をする場合には、道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第一条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表第一に掲げる国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもののうち、いずれか二以上の書類を提示する方法

戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合には、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ 学生証、法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したもの）を除く。若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（第一号に掲げる書類を除く。）で、写真をはり付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合には、前二号の方法によることができないときは、当該請求を受けた市町村長の管理に係る現に請求の任に当たつている者の戸籍の記載事項について当該市町村長の求めに応じて説明する方法その他の市町村長が現に請求の任に当たつている者を特定するために適当と認める方法

戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第一号に掲げる書類又は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士若しくは行政書士（以下「弁護士等」という。）若しくは弁護士等の事務を補助する者であることを証す

る書類で写真をはり付けたものを提示し、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面（以下「統一請求書」という。）に当該弁護士等の職印が押されたものによつて請求する方法

五 戸籍法第十条第三項（同法第十条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき戸籍謄本等の送付の請求をする場合には、次に掲げる方法

イ 戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合には、第一号若しくは第二号イに掲げる書類のいずれか一以上の写しを送付し、当該書類の写しに記載された現住所を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法、戸籍の附票の写し若しくは住民票の写しを送付し、これらの写しに記載された現住所を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法又は当該請求を受けた市町村長の管理に係る現に請求の任に当たつている者の戸籍の附票若しくは住民票に記載された現住所を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、請求者が法人である場合には、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 法人の代表者又は支配人が現に請求の任に当たつているときは、第一号若しくは第二号イに掲げる書類のいずれか一以上の写しを送付し、法人の代表者若しくは支配人の資格を証する書面に記載された当該法人の本店若しくは支店（現に請求の任に当たつている者が支配人であるときは、支店に限る。）の所在地を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法

(2) 法人の従業員が現に請求の任に当たつているときは、第一号若しくは第二号イに掲げる書類のいずれか一以上の写し及びその所属する法人の営業所若しくは事務所等の所在地を確認することができる書類を送付し、当該所在地を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法

ロ 戸籍法第十条の二第二項の請求をする場合には、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法

ハ 戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第一号に掲げる書類又は弁護士等であることを証する書類の写し及び統一請求書に弁護士等の職印が押されたものを送付し、当該弁護士等の事務所の所在地を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができ
る方法により公表しているときは、第一号に掲げる書類及び弁護士等であることを証する書類の写しの送付は、要しない。

第十一条の三 戸籍法第十条の三第一項の法務省令で定める事項は、氏名及び住所又は生年月日とする。ただし、次の各号の請求をする場合には、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 戸籍法第十条の二第二項の請求 氏名及び所属機関、住所又は生年月日

二 戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求 氏名及び住所、生年月日又は請求者の事務所の所在地

第十二条 戸籍法第十条の三第二項の法務省令で定める方法は、委任状、法人の代表者又は支配人の資格を証する書面その他の現に請求の任に当たつている者に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面を提供する方法とする。

前項に掲げる書面で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。請求することができる。ただし、当該交付請求のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

前項本文の規定による原本の還付の請求（以下この条において「原本還付請求」という。）をする者は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

市町村長は、原本還付請求があつた場合には、交付請求に係る審査の完了後、当該原本還付請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該原本還付請求

に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

前項前段の規定にかかわらず、市町村長は、偽造された書面その他の不正な交付請求のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

第三項の規定による原本の還付は、その請求をした者の申出により、原本を送付する方法によることができる。

第十三条 削除 第十一条の六 戸籍法第十二条の二において除籍謄本等の交付の請求について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十二条の二及び第十二条の三の規定を、同法第十二条の二において除籍謄本等の交付の請求について準用する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十二条の四の規定を、除籍謄本等の交付の請求の際に提出した書面の原本の還付については前条の規定を準用する。

第十四条 戸籍又は抄本には、市町村長が、その記載に接続して、附録第十五号書式による附記をし、且つ、これに職氏名を記し、職印をおさなければならぬ。

戸籍又は抄本が数葉にわたるときは、市町村長は、毎葉に職印による契印をし又は加除を防止するため必要なその他の措置をしなければならない。

戸籍又は抄本に掛紙をした場合には、市町村長は、職印で接ぎ目に契印をしなければならない。

第十五条 次に掲げる場合には、市町村長は、一箇月ごとに、遅滞なく戸籍又は除かれた戸籍の副本を記載し、且つ、これに職氏名を記し、職印をおして、これを以て証明書に代え得る。

戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書その他の法令の規定によつて交付すべき戸籍又は除かれた戸籍に関する証明書は、附録第十七号書式によつて、これを作らなければならぬ。但し、市町村長は、証明を求める事項を記載した書面又はその符せんに証明の趣旨及び年月日を記載し、且つ、これに職氏名を記し、職印をおして、これを以て証明書に代え得る。

第十六条 次に掲げる場合には、市町村長は、一箇月ごとに、遅滞なく戸籍又は除かれた戸籍の副本をその目録とともに、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に送付しなければならない。

戸籍又は除かれた戸籍の副本を送付されるには、その目録に発送の年月日及び発送者の職名を記載しなければならない。

第十七条 削除 第十八条 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が、第十五条の規定によつて、戸籍又は除かれた戸籍の副本を受けたときは、市町村の区別に従い、これを目録とともにつけり、戸籍簿又は除籍簿の副本として保存しなければならない。

第五条の規定は、前項に規定する帳簿にこれを準用する。

第十九条 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が第一項に規定する帳簿で、前項において準用する第五条第四項に規定する保存期間を満了したものを廃棄するときは、あらかじめ、法務局又は地方法務局の長がその旨の決定をしなければならない。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、帳簿に第一項に規定する帳簿の保存状況を記載するものとする。

第五十二条 第八条の規定は、届書、申請書その他の書類にこれを準用する。

第五十二条の二 戸籍法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求、届書その他の市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求並びに同法第二百二十条の六第二項において届書等情報の内容を表示したものとの閲覧の請求及び届書等情報の内容に関する証明書の請求（以下この条において「証明書等の請求」という。）について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十五条の二第一号から第三号まで及び第五号イ並びに第十一条の三本文の規定を、同法第四十八条第三項及び第一百二十条の六第二項において証明書等の請求について準用する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定を、証明書等の請求の際に提出した書面の原本の還付については第十一条の五の規定を準用する。

第三章 届出

第五十三条 第十一条の三本文の規定は、戸籍法第二十七条の二第一項の法務省令で定める事項にについて準用する。

第五十三条の二 第十一条の二第一号から第三号までの規定は、戸籍法第二十七条の二第一項の法務省令で定める事項を示す資料の提供又は説明について準用する。この場合において、第十一条の二第二号イ中「戸籍謄本等の交付を請求する書面」とあるのは「届書」と、同条第三号中「請求を受けた」とあるのは「届出を受けた」と、「現に請求の任に当たつてゐる者」とあるのは「出頭した者」と読み替えるものとする。

第五十三条の三 戸籍法第二十七条の二第二項の法務省令で定める方法は、戸籍の附票又は住民票に記載された現住所に、転送を要しない郵便物又は信書便物として書面を送付する方法とする。
所又は町村役場に出頭してしなければならない。
前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面でするものとする。

一 同項の申出をする旨
二 申出の年月日
三 申出をする者の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示
四 民法第七百九十七条第一項に規定する縁組における養子となる者の法定代理人又は同法第八百十一条第二項に規定する離縁における養子の法定代理人となるべき者が申出をするときは、その養子となる者又は養子の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

第一項の申出は、第十一条の二第一号から第三号までに規定する方法のいずれかにより、出頭した者が当該申出をした者であることを明らかにしてしなければならない。この場合において、第十一条の二第二号イ中「戸籍謄本等の交付を請求する書面」とあるのは「戸籍法第二十七条の二第二項の規定による申出の書面」と、同条第三号中「請求を受けた」とあるのは「申出を受けた」と、「現に請求の任に当たつてゐる者」とあるのは「申出をする者」と読み替えるものとする。

第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。

第一項の申出をした者は、いつでも、当該申出を取り下げることができる。

第一項から第四項までの規定は、前項の規定による申出の取下げについて準用する。

第二項の書面及び第五項の取下げに係る書面の保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

第五十三条の五 第五十三条の三の規定は、戸籍法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方法について準用する。

第五十四条 同一の市町村で二以上の戸籍に記載すべき事項については、管轄法務局又は地方法務局の長は、その戸籍の数と同数の届書又は申請書を提出させるべきことを市町村長に指示するこ

とができる。ただし、市町村長は、受理した届書又は申請書の謄本を作り、これをもつて届書又是申請書に代えることができる。

第五十五条 戸籍法第四十九条第二項第四号の事項は、左に掲げるものとする。

一 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

二 父母の出生の年月日及び子の出生当時の父母の年齢

三 子の出生当時の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した出生については、父母の職業

四 父母が同居を始めた年月

五 当事者の初婚又は再婚の別並びに初婚でないときは、直前の婚姻について死別又は離別の別及びその年月日

六 同居を始めた年月

七 同居を始める前の当事者の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十日までの届出については、当事者の職業

八 当当事者の世帯主の氏名

第五十七条 戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一 協議上の離婚である旨

二 当当事者が外国人であるときは、その国籍

三 当当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名

四 同居を始めた年月

五 別居した年月

六 別居する前の住所

七 別居する前の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までの届出については、当事者の職業

八 当当事者の世帯主の氏名

第五十八条 戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、左に掲げる事項

一 調停による離婚、審判による離婚、和解による離婚、請求の認諾による離婚又は判決による離婚の別

二 前項第二号乃至第八号に掲げる事項

三 死亡者の男女の別

四 死亡当時の生存配偶者の年齢

五 出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻

六 死亡当時の世帯の主な仕事並びに国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した死亡については、死亡者の職業及び産業

七 若しくは離別の別

八 死亡当時における世帯主の氏名

第五十八条の二 戸籍法第八十六条第二項の規定により同項の届書に添付しなければならないものとされている診断書又は検査書については、市町村長が定める方法により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

前項の場合には、戸籍法第四十八条第二項の規定による閲覧又は証明書の請求に資するため、提出した書面の原本の添付について同項の書類に、診断書又は検査書により確認すべき事項に係る情報の内容を表示した書面をもつづり込まなければならない。

前二項の規定は、戸籍法第九十条第二項の規定により同項の報告書に添付しなければならないものとされている診断書又は検査書にこれを準用する。

第五十八条の三 戸籍法第二百二条第二項第五号（第二百二条の二後段において準用する場合を含む。）の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 出生に関する事項
- 二 認知に関する事項
- 三 現に養親子関係の継続する養子縁組に関する事項
- 四 現に婚姻関係の継続する婚姻に関する事項
- 五 現に未成年者である者についての親権又は未成年者の後見に関する事項
- 六 推定相続人の廃除に関する事項を証すべき書面を添付しなければならない。

届書には、前項に掲げる事項を証すべき書面を添付しなければならない。

第五十九条 出生の届書は、附録第十一号様式に、婚姻の届書は、附録第十二号様式に、離婚の届書は、附録第十三号様式に、死亡の届書は、附録第十四号様式によらなければならぬ。

第五十九条の二 届書の用紙は、市町村長が複写機により複写することに適するものでなければならぬ。

第六十条 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

- 一 常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）
- 二 別表第二に掲げる漢字
- 三 片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）

第六十一条 削除

第六十二条 届出人、申請人その他の者が、署名すべき場合に、署名することができないと市町村長において認めるときは、氏名を代書させるだけ足りる。

前項の場合には、書面にその事由を記載しなければならない。

第六十三条 届書に添付する書類その他の市町村長に提出する書類で外国語によつて作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

第六十四条 戸籍法第四十四条第一項又は第二項（第四十五条又は第二百一十七条において準用する場合を含む。）の催告は、附録第十九号書式によつて、書面でこれをしなければならない。

第六十五条 市町村長が、届出、申請又はその追完を怠つた者があることを知つたときは、遅滞なく、届出事件を具して、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならない。

第六十五条の二 戸籍法第二百四条の三の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住所及び出生の年月日
- 二 国籍の選択をすべき者であると思料する理由

第六十六条 届出又は申請の受理又は不受理の証明書は、附録第二十号書式によつて、これを作らなければならない。この場合には、第十四条第一項但書及び第二項の規定を準用する。

婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書は、請求により、附録第二十号書式によつて作ることができる。

第六十七条 第三十一条第一項、第三項及び第四項の規定は、届書、申請書その他の書類の副本に、第十一条第二項及び第三項の規定は、市町村長が作るべき届書、申請書その他の書類の副本に、第十四条の規定は、届書、申請書その他の書類に記載した事項に関する証明書について準用する。ただし、第三十一条第四項の規定中「認印を押し」とあるのは、「署名し」と読み替えるものとする。

第十一条の五の規定は、届出又は申請の際に添付し、又は提出した書面の原本の添付について準用する。

第四章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例

第六十条 市町村長（戸籍法第二百一十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下本章、次章及び第四章の三において同じ。）が、法令の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて帳簿を調製する場合には、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第六十八条の二 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長は、磁気ディスクをもつて調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

第六十八条の三 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

- 一 常用漢字表に掲げる字体（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）
- 二 別表第二に掲げる字体
- 三 その他法務大臣の定める字体

第六十九条 戸籍法第二百一十八条第一項ただし書の電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍とする。

第七十条 戸籍法第二百一十八条第二項の申出は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由してしなければならない。

前項の申出は、使用する電子情報処理組織が戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うことができるものであること及び第六十八条の二（第七十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置の内容を明らかにしてしなければならない。

第七十二条 戸籍簿及び除籍簿について見出帳及び見出票を調製することを要しない。

前項の戸籍簿又は除籍簿の全部又は一部が滅失したときは、同項の記録によつてこれを回復することができる。この場合においては、戸籍法第十二条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の指示によること及び告示をすることを要しない。

第七条、第八条及び第六十八条の二の規定は、第一項の記録について準用する。

第七十三条 戸籍法第二百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書（以下「戸籍証明書等」という。）には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載する。

- 一 戸籍の全部事項証明書 戸籍に記録されている事項の全部
- 二 戸籍の個人事項証明書 戸籍に記録されている者のうちの一部のものについて記録されていいる事項の全部
- 三 戸籍の一部事項証明書 戸籍に記録されている事項中の証明を求められた事項
- 四 除かれた戸籍の全部事項証明書 除かれた戸籍に記録されている事項の全部
- 五 除かれた戸籍の個人事項証明書 除かれた戸籍に記録されている者のうちの一部のものについて記録されている事項の全部
- 六 除かれた戸籍の一部事項証明書 除かれた戸籍に記録されている事項中の証明を求められた事項

戸籍証明書等は、付録第二十一号様式によつて作らなければならない。

第七十七条 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、戸籍の記録をする」と、市町村長又はその職務を代理する者は、その識別番号を記録しなければならない。

第七十八条 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、第四十五条の更正をするときは、戸籍事項欄に行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更に関する事項を記録しなければならない。

第七十八条の二 戸籍法第二百二十条の四第一項の届書等は、次の各号に掲げるものとする。

一 戸籍の記載をするために提出された届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判に係る書面（戸籍法又はこの省令の規定により添付し、又は提出すべきこととされている書面を含む。）

二 戸籍法第二十四条第二項の規定による戸籍の訂正に係る書面

三 戸籍法第四十四条第三項の規定による戸籍の記載に係る書面

四 第五十三条の四第二項の書面

五 第五十三条の四第五項の取下げに係る書面

戸籍法第二百二十条の四第一項の規定による届書等情報の作成は、前項の届書等に記載される事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録及び当該届書等に記載されている事項に基づき市町村長の使用に係る電子計算機に入力された文字情報を当該電子計算機に記録する方法により行うものとする。市町村長（第一項第二号から第五号までの書面にあつては、本籍地の市町村長に限る。）は、第一項の届書等を受理した後遅滞なく、前項の規定に基づき作成された届書等情報を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合は、この限りでない。前項本文に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかるわらず、いつでも届書等情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。市町村長が、戸籍法第四十二条の規定により書類の送付を受けたときも、前三項と同様とする。

前三項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十八条の三 法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によってその使用に係る届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

次の各号に掲げる前項の届書等情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 前条第一項第一号から第三号までの書面 当該年度の翌年から十年

二 前条第一項第四号の書面 当該年度の翌年から百年（ただし、第五十三条の四第五項の取下げその他の事由により効力を失つた場合は、当該年度の翌年から三年）

三 前条第一項第五号の書面 当該年度の翌年から三年

第七十五条の規定は、第一項に規定する届書等情報について準用する。

第七十五条の二第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する届書等情報の基となつた

第五十二条の規定にかかわらず、前条第二項の規定により作成された届書等情報の基となる。（当該通知に係るものに限る。）の内容を参照することができる。

戸籍法第二百二十条の四に規定する場合において、第二十五条から第二十九条まで、第四十八条

第二項、第四十九条、第五十四条及び第七十九条の規定は、適用しない。

第四十一条第一項の規定は、原籍地の市町村長が第七十八条の二第三項の規定によつて届書等情報を送信した場合に準用する。この場合において、第四十一条第一項中「新本籍地の市町村長

（当該通知に係るものに限る。）の内容を参照することができる。

戸籍法第二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表籍法第二十条の五第一項又は第三項の規定によつて当該届書等に係る届書等情報を送信し」と読み替えるものとする。

第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表

第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十九条の五 戸籍法第二百二十条の六第一項の法務省令で定める方法は、日本産業規格A列三番又は四番の用紙に出力する方法とする。

届書等情報の内容に関する証明書には、市町村長が、付録第三十号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。又は四番の用紙に出力する方法とする。

届書等情報の内容に関する証明書には、市町村長が、付録第三十一号書式による付記をしなければならない。

第七十九条 第四十九条の二の規定は、法務大臣が第七十五条第一項又は第二項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍又は除籍の副本の送信を受けた場合に準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「にかかわらず」とあるのは「にかかわらず、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は」と読み替える。

第四章の二 戸籍電子証明書等

第七十九条の二 戸籍法第二百二十条の三第一項の戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下「戸籍電子証明書等」という。）の電磁的記録の方式については、法務大臣の定めるところによる。

戸籍電子証明書等には、市町村長が、付録第三十一号書式による付記をしなければならない。

第七十三条の二第一項の規定は、戸籍法第二百二十条の三第一項の規定により同法第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してするものに限る。）をする場合に、第七十三条の二第二項及び第三項の規定は、戸籍法第二百二十条の三第一項の規定により同法第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してするものに限る。）をする場合に準用する。

第七十九条の二の二 戸籍法第二百二十条の三第二項の戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号等（以下「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）は、アラビア数字の組合せにより、戸籍電子証明書等ごとに定める。

戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行するには、付録第三十二号様式によらなければならぬ。

戸籍電子証明書提供用識別符号等の有効期間は、発行の日から起算して三箇月とする。

第七十三条の四の規定は、戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行した場合に準用する。

第七十九条の二の三 戸籍法第二百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がいる場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

戸籍法第二百二十条の三第三項の規定による戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供は、同法第二百十八条第一項の電子情報処理組織と戸籍情報照会者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとする。

前項の戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

市町村長は、第一項の規定による戸籍電子証明書等の提供をするときは、法務大臣により電子署名が行われた戸籍電子証明書等と当該電子署名に係る電子証明書を併せて法務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四章の三 電子情報処理組織による届出又は申請等の特例

第七十九条の二の四 戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第五に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第二百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

市町村長に対してもする別表第六に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができます。

市町村長に対してする戸籍電子証明書等を戸籍法第百二十条の三第三項に規定する行政機関等に提供することの請求（以下「戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求」という。）は、第一項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

第七十九条の三 前条第一項の交付の請求、同条第二項の届出等又は同条第三項の戸籍電子証明書はこの省令の規定により交付の請求、届出等又は発行等の請求の際に添付し、又は提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）があるときは、当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない。

前項に規定する者は、同項の規定により送信する情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行わなければならぬ。証人を必要とする事件の届出については、当該証人も、前項前段の情報に電子署名を行わなければならない。

第一項後段に規定する添付書面等に代わるべき情報は、作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）による電子署名が行われたものでなければならぬ。

前項の規定により電子署名が行われた情報は、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するためには作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの

二 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき作成されたもの

三 その他市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行つた者を確認することができるものであつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして市町村長が定めるもの

第七十九条の四 削除

第七十九条の五 別表第七に掲げる書面の交付は、戸籍法第二百二十八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行（以下「符号の発行」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により前二項の書面の交付又は符号の発行を受けることを希望する

市町村長は、前条第一項の規定による書面の交付をするときは、第六十六条第一項又は第七十三条第一項各号の証明書について、付録第三十三号書式に係る情報を含む。）を、これについて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて戸籍法第二百二十八条第一項の電子情報処理組織に備えられたファイルに記録しなければならない。

市町村長は、前条第二項の規定による符号の発行をするときは、第七十九条の二の二第二項に係る情報を前項のファイルに記録しなければならない。

第七十九条の七 情報通信技術活用法第六条第四項又は第七条第四項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名とする。

第七十九条の八 第七十九条の二の四第一項の戸籍謄本等の交付の請求は、当該請求をする戸籍又は除かれた戸籍の本籍地でしなければならない。

第七十九条の二の四第二項の届出等は、届出事件の本人の本籍地でしなければならない。ただし、戸籍法第六十一条及び第六十五条に規定する届出は母の本籍地で、同法第二百二条の二、第二百十条及び第二百十一条に規定する届出は新本籍地で、外国人に関する届出は届出人の所在地でしなければならない。

第七十九条の九 第七十九条の二から第七十九条の五までの規定は、第七十九条の二の四第二項の規定による届出等がされた場合に準用する。

前項の場合においては、第七十九条の二第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織により届出等情報を作成することができる。

第七十九条の九の二 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて第七十九条の二の四第一項の交付の請求、同条第二項の届出等又は同条第三項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求（以下本条において「請求等」という。）をする者に対して、当該請求等に必要な範囲内において、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報のうち本籍及び戸籍の筆頭に記載した者の氏名その他の当該請求等に必要な情報（電子情報処理組織により自動的に特定したものに限る。）を提供することができる。

前項の規定による情報の提供は、戸籍法第二百二十八条第一項の電子情報処理組織と請求等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとし、当該情報の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十九条の九の三 戸籍事務には、法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）は適用しない。

第七十九条の十 戸籍法第二百二十六条の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 大学その他の統計の作成又は学術研究を目的とする団体若しくはそれらに属する者の申出に係るものであること。

二 統計の作成又は学術研究が医学の発達その他の公益性が高いと認められる事項を目的とするものであつて、当該統計又は学術研究の内容が公表されること。

三 戸籍、除かれた戸籍又は届書その他の市町村長の受理した書類（以下「戸籍等」という。）に記載した事項に係る情報を利用することが統計の作成又は学術研究のために必要不可欠であり、かつ、当該情報の範囲がその目的を達成するために必要な限度を超えないこと。

四 戸籍等に記載した事項に係る情報を提供することにより、戸籍等に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属その他の親族の権利利益が害されるおそれがないと認められること。

第七十九条の十一 戸籍法第二百二十六条の法務局又は地方法務局の長（当該法務局又は地方法務局の長）の承認を得なければならない。

第七十九条の十二 戸籍法第二百二十六条の法務局又は地方法務局の長が二以上あるときは、その管轄する法務局又は地方法務局の長（当該法務局又は地方法務局の長）の承認を得なければならない。

戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍等に記載した事項に係る情報の提供は、戸籍法第二百二十六条の規定による戸籍等に記載した事項に係る情報の提供の申出をしようとする者は、当該情報を市町村が保有している場合には、あらかじめ、当該市町村を管轄する法務局又は地方法務局の長（当該法務局又は地方法務局の長）の承認を得なければならない。

戸籍法第二百二十六条の規定により戸籍等に記載した事項に係る情報の提供は、戸籍法第二百二十六条の規定により戸籍又は除かれた戸籍等に記載した事項についての証明書を交付することによつて行うものとする。この場合において、戸籍等に記載した事項についての証明書は、付録第三十四号書式によつて作らなければならない。

戸籍法第二百二十六条の規定により戸籍又は除かれた戸籍等に記載した事項についての証明書は、これらの中の抄本又は戸籍等に記載した事項についての証明書を代えて、磁気ディスクをもつて調製されているときは、これらの謄本、抄本又は戸籍等に記載した事項についての証明書は、戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面を交付することによつて行うものとする。

第七十三条（同条第一項第三号及び第六号、第二項並びに第三項を除く。）の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、前項の書面には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載する。

一 戸籍の一部を証明した書面 戸籍に記録されている事項の一部
二 除かれた戸籍の一部を証明した書面 除かれた戸籍に記録されている事項の一部

前項の場合において、第二項の書面は、付録第二十二号様式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十五号様式によつて作らなければならない。

第三項の場合において、第二項の書面には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十六号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

第五章 雜則

第八十条 市町村の区域の変更があつたときは、戸籍及びこれに關する書類は、遅滞なく当該市町村にこれを引き継がなければならない。

前項の規定によつて、書類の引継を完了したときは、引継を受けた市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にその旨を報告しなければならない。

第八十一条 市町村の区域の変更によつて、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の所管に変更を生じたときは、旧所管区域内の本籍人の戸籍及び除かれた戸籍の副本（電磁的記録を除く。）並びにこれに関する書類は、新所管法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを引き継がなければならない。

第八十二条 戸籍事務の取扱いに關して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。
第八十三条 この省令中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

附 則

第八十四条 この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第八十五条 この省令施行前に編製した戸籍については、第三十四条に掲げる事項は、その戸籍の筆頭に記載した者の事項欄にこれを記載しなければならない。

第八十六条 第三十七条及び第三十九条の規定は、昭和二十二年法律第二百二十四号による改正前の戸籍法によつて戸籍に記載した事項で改正後の戸籍法によればその記載を要しないものには、これを適用しない。

第八十七条 この省令施行の際現に存する用紙に限り、この改正規定にかかるらず、当分の内これを使用することを妨げない。

第八十八条 左の省令はこれを廃止する。

戸籍法施行細則

昭和二十一年司法省令第八十一号（出生、婚姻、離婚及び死亡の届書の様式に関する件）

戸籍法施行細則第四十八条、第五十一条及び第五十二条の規定は、この省令施行後も、なおその効力を有する。

戸籍法施行細則第五十一条第一号及び第五十二条に規定する除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

第八十九条 第九条第一項及び第七十七条中「法務總裁」とあるのは、法務府設置法施行までの間、「司法大臣」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二十四年二月二八日法務府令第二二号）抄
1 この命令は、公布の日から起算して、十五日を経過した日から施行する。

1 附 則（昭和二四年六月一日法務府令第八号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年六月二日法務府令第一〇八号）
この府令は、昭和二十五年七月一日から施行する。

附 則（昭和二六年三月一五日法務府令第三四号）
この府令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二六年一〇月二二日法務府令第一五四号）
この府令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

附 則（昭和二七年六月四日法務府令第六六号）
この府令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一日法務省令第七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年八月一八日法務省令第五一号）
この省令は、昭和三十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和三二年七月二二日法務省令第三二号）
この省令は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則（昭和三三年一月一七日法務省令第六七号）
この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和三五年一月一六日法務省令第四〇号）
この省令は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一月八日法務省令第五七号）
この省令は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年三月一六日法務省令第一四号）
この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四二年八月五日法務省令第四一号）抄
この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年一月一五日法務省令第六一号）
この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和四四年三月二七日法務省令第一二号）抄
この省令は、昭和四十五年三月二七日から施行する。

附 則（昭和四四年四月一日法務省令第八号）
この省令は、昭和四四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一一月五日法務省令第四六号）抄
この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和四五五年三月三一日法務省令第八号）
この省令は、昭和四五年七月一日から施行する。

附 則（昭和四六年一一月四日法務省令第五九号）抄
この省令は、昭和四六年七月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一日法務省令第三九号）
この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廢に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和四八年六月一五日法務省令第五六号）
この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和四九年五月一日法務省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年一月五日法務省令第四八号）
 1 この省令は、昭和五十一年十二月一日から施行する。
 2 この省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（昭和五三年一月二〇日法務省令第一号）
 1 この省令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附 則（昭和五四年八月二二日法務省令第四〇号）
 1 この省令は、昭和五十四年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五五年二二月一五日法務省令第六八号）
 1 この省令は、昭和五六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一月一日法務省令第五一号）
 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年一一月一一日法務省令第四〇号）
 1 この省令の施行の日前十三日以内に出生した子の名には、出生の日から十四日以内に出生の届出をする場合に限り、この省令による改正前の戸籍法施行規則第六十条第一号から第三号までに掲げる漢字をも用いることができる。

附 則（昭和五九年一一月一一日法務省令第五一号）
 1 この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年二月二四日法務省令第五号）
 1 この省令による改正後の戸籍法施行規則第五十八条の三の規定は、国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十五号）附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。

附 則（昭和六一年二月二四日法務省令第五号）
 1 この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（昭和六一年二月二四日法務省令第五号）
 1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一〇月一一日法務省令第三六号）
 1 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和六三年八月八日法務省令第三六号）
 1 この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行の後においても当分の間使用することができる。

附 則（平成二年三月一日法務省令第五号）
 1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成六年一〇月二二日法務省令第五一号）
 1 （施行期日）
 1 この省令は、平成六年十二月一日から施行する。ただし、第五十八条及び付録第十一号様式から付録第十四号様式までの各改正規定は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（戸籍の改製）
 1 この省令は、戸籍法第一項の市町村長は、電子情報処理組織によって取り扱うべき事務に係る戸籍を戸籍法第百八十九条第一項の戸籍に改製しなければならない。
 2 前項の規定による戸籍の改製は、戸籍に記載されている事項を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製する戸籍に移記してするものとする。この場合においては、この省令による改正後の戸籍法施行規則第三十七条たゞ書に掲げる事項を省略することができる。

3 第一項の規定により戸籍を改製する場合には、従前の戸籍にする戸籍の改製に関する事項の記載は、その初葉の欄外にすることができる。

4 戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年法務省令第四号）による改正後の戸籍法施行規則第七十五条の二第一項前段の規定は、法務大臣が前項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍の副本の送信を受けた場合に準用する。

5 戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年法務省令第四号）による改正後の戸籍法施行規則第七十五条の二第一項の規定により戸籍を改製したときは、当該改製に係る全ての戸籍の副本（電磁的記録に限る。次項において同じ。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

6 第一項の規定により戸籍を改製して従前の戸籍の全部を消除したときは、その除かれた戸籍及びその副本の保存期間は、改製の日から百五十年とする。

7 第三条この省令による改正後の戸籍法施行規則第八十三条の規定は、前条の戸籍の改製に関する事務について準用する。

附 則（平成九年一二月三日法務省令第七三号）
 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月二四日法務省令第七号）抄
 1 （施行期日）
 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第二条 後見登記等に関する法律附則第六条第一項の規定により従前の例によることとされる届出又は家事審判規則等の一部を改正する規則（平成十二年最高裁判所規則第一号）附則第三条により従前の例によることとされる戸籍記載の嘱託がされたときの戸籍の記載については、なお従前

2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関する戸籍法施行規則の規定の適用については、前項の規定によるほか、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の戸籍法施行規則第三十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者又は同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者であるときは、従前の戸籍に記載したその者についての後見又は保佐に関する事項をも記載しなければならない。

2 この省令による改正後の戸籍法施行規則第五十八条の三第一項に規定する戸籍法第二百二条第二項第五号（第二百二条の二後段において準用する場合を含む。）の事項には、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者（後見登記等に関する法律附則第二条第一項又は第二項の規定により後見又は保佐の登記がされた者を除く。）についての後見又は保佐に関する事項を含むものとする。

3 前二項に規定する事項の戸籍の記載については、なお従前の例による。

第四条 この省令による改正後の戸籍法施行規則第十条の規定は、後見登記等に関する法律附則第二条第五項により戸籍を再製する場合に準用する。この場合において、禁治産又は準禁治産に関する事項は、再製後の戸籍には記載しない。

附 則（平成一四年一月一八日法務省令第九号）
 1 この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

2 この省令による改正後の戸籍法施行規則第十条の規定は、後見登記等に関する法律附則第二条第五項により戸籍を再製する場合に準用する。この場合において、禁治産又は準禁治産に関する事項は、再製後の戸籍には記載しない。

附 則（平成一四年一月一八日法務省令第九号）
 1 この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百七十四号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三〇日法務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日法務省令第二九号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二三日法務省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日法務省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 1

当分の間使用することができる。この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においてもこの省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月七日法務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二一日法務省令第四五号)

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日法務省令第四六号)

この省令は、平成十六年七月十六日から施行する。

附 則 (平成一六年七月一二日法務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二七日法務省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一日法務省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第九一号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法務省令第二三号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月七日法務省令第二七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、戸籍法の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十五号)の施行の日(平成二十年五月一日)から施行する。(届書の用紙に関する経過措置)

第二条 この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則 (平成二一年四月三〇日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年五月六日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一一月三〇日法務省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一一月二六日法務省令第四二号)
(施行期日)

第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる届出に基づく戸籍の記載については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一一月二六日法務省令第四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。

(第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

第二十四条 第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一 戸籍法施行規則第十一条の二第二号(同規則第十一条の六、第五十二条の二及び第五十三条の二において準用する場合並びに第五十三条の四第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)において規定する場合を含む。)において規定する場合を含む。)

二 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則 (平成二四年一一月二九日法務省令第六号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一一月二五日法務省令第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月七日法務省令第二号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月七日法務省令第二号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の戸籍法施行規則第七十五条第一項及び第三項、第七十五条の二並びに第七十九条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該市町村の区域内に本籍を有する者の戸籍及び除かれた戸籍の副本(電磁的記録に限る。以下この条において同じ。)について、それぞれ当該各号に定める日(以下「適用日」という。)から適用し、適用日前の戸籍又は除かれた戸籍の副本の送付、保存及びその送付を受けたときの当該戸籍に関する書類の廃棄については、なお従前の例による。

一 平成二十五年九月三十日以前に市町村長が戸籍法施行規則の一部を改正する省令(平成六年法務省令第五十一号。以下「平成六年改正省令」という。)附則第二条第一項の規定により戸籍を改製したとき管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこの省令による改正後の戸籍法施行規則第七十五条第二項の規定によって当該市町村長からその使用に係る電子計算機に最初に全ての戸籍及び除かれた戸籍の副本の送信を受けた日

二 平成二十五年十月一日以後に市町村長が平成六年改正省令附則第二条第一項の規定により戸籍を改製したとき管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこの省令による改正後の平成六年改正省令附則第二条第四項によって当該市町村長からその使用に係る電子計算機に改製に係る全ての戸籍の副本の送信を受けた日

附 則 (平成二七年一月七日法務省令第二号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月七日法務省令第五一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年一一月二六日法務省令第四二号)
(施行期日)

第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる届出に基づく戸籍の記載については、なお従前の例による。

以下「旧住民基本台帳法」という。第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年総務省令第七十六号）第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）。以下「旧住民基本台帳法施行規則」という。別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第一号

第三条 第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第二号の規定の適用について
は、旧住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（旧住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第二号イに掲げる書類とみなす。

附 則（平成二十八年三月二二日法務省令第九号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十九年九月二十五日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日法務省令第四号）

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行の日（令和元年六月二十日）から施行する。

附 則（令和元年七月一日法務省令第二〇号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年一月一六日法務省令第五一号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年四月三日法務省令第三二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（届書の用紙に関する経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（令和三年五月一七日法務省令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）

附 則（令和三年八月一七日法務省令第四〇号）

（届書の用紙に関する経過措置）

第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
（施行期日）

第二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（令和四年三月八日法務省令第七号）
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二六日法務省令第五号）
(施行期日)

第一条 この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

（届書等の保存に関する経過措置）

第二条 この省令による改正前の戸籍法施行規則第四十八条第二項の規定によつて送付された書類の保存については、なお従前の例による。

（請求することができる書面等に関する経過措置）

第三条 戸籍法第百二十条の二第一項の規定により第十条第一項又は第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）をする場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面に限り、請求することができるものとする。
2 戸籍法第百二十条の三第一項の規定により第十条第一項又は第十条の二第二項の請求をする場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録された事項の全部を証明した電磁的記録に限り、請求することができるものとする。

附 則（令和六年四月一八日法務省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年五月二十四日法務省令第三五号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年六月一日から施行する。

別表第一（第十二条の二、第十二条の六、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十三条の四第三項、同条第六項関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、獵銃・空氣銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事從事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第百七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書

別表第二（第六十条、第六十八条の三関係）

一

杏晦昊擢捧或惟彥幡巖寵姥堵噂啄又勺凜倖伶亦丑
 杖晨昏孜掠戟惚彪庄巖尖婉塙圃哩叢勿凜偲侃亥丞
 杜智昌敦渝托悉彬庇巫尤嬉塙圭喬叢匱夙傭侑亨乃
 李暉昂斐掘按惇徠庚已屑孟壬坐喧叶匡屈儲俄亮之
 杭暢晏斡摺挺惹忽庵已峨宏夷堯喰只廿凰允俠仔乎
 杵曙晃斧撒挽惺怜廟巴峻宋奄堯喋吾卜凱兔俟伊也
 巴曝曉斯撰掬惄恢廻巷嶮宕奎坦嘯吞卯函兜俐伍云
 枇曳晒於撞捲慧恰弘翼嗟宥套埴嘉吻卿劉其倭伽亘
 占朋晉旭播捷憐恕弛帖嵩寅娃堰嘗哉厨劫汎俱佃瓦
 柴朔晟昂撫捺戊悌彗幌嶺寓姪堦增哨厭勁凌倦佑些

絃篠竿穰禎磯矩甥琥玖爾焚漕淋洲昆檀槍楓柂柘
 紬簾笈穰禎祇砦甫琶珂牒煌漣渥洵毬櫂槌桐枏
 紲簾筐穹禽祢砥畠琵珈牟煤澪渾洛汀櫛檻楂棲柏
 紅粧笙穿禾禡砧畢琳珊瑚煉濡湘浩汝櫓楨楊椋梧杼
 綺粥笠窄秦祐硯疋瑚珀牽熙瀕湊涅汐欣樟榎椀梓柚
 線粟筭窪秤祐碓疏瑞玲犀燕灘湛淵汲欽樞櫛梢桧
 緜糊筑窺稀禱碗臯瑤琢狼燎灸溢淳沌歎橘榦楚櫻
 緋紵箕竣稔禱碩皓瑳琢猪燦灼滉渚沓此樽櫟櫛梯栱
 綾紗箔豎稟祿碧眸瓜琉璃燭烏溜渚沫殆橙櫈椿桶桔
 縷紐篇竺稜祿磐磬瓢瑛獅燭焰漱淀洗毅櫑櫈楠棍桂

二 注「一」は、相互の漢字が同一の字種であることを示したものである。

鼎鵬鯢馨鞍陀錘醇逢辰貰詢衿藁蓬蒔萊荻芦腔而縞
 鷗鷺馴鞘隈錐翻遙迂賑訖袈薩蔓蒐菱莫苑脹耶徽
 鶩鷗馳鞠隼鑄醜遙迂誼袴蘇蕎蒼葦莉茄膏耽繫
 鶩鱗駕鞭雀錫醬遁迄跨諫裡蘭蕨蒲葵菅苔臥聰繡
 鷗鳩駿貢雁鍬釉遼迂蹄諄𧈧蕉蒙萱董莓舜肇纂
 麒鳶驍頌雛鎧釘邑迪蹟諒裳蝶蕃蓉菖茅舵肋纏
 麒鳳魁頗雸閃鉤祁迦輔謂襖螺蕪蓮萩萄茉芥肴矜
 磨鴨魯顛霞閨銢郁這輯諺訊蟬蘂蔭董菩茸芹胤翔
 黎鴻鮎颯靖閣鋒鄭逞興讚訣蟹薺蔣葡萌茜芭胡翠
 黛鵠鯉饗鞚阿鋸酉逗轟豹註蠟路薦蓑萌莞芙脩耀

醉真疊條將暑從者視黑嚴險藝勲響偽寬懷價應衛亞
 醉(真)(疊)(條)(將)(暑)(從)(者)(視)(黑)(嚴)(險)(藝)(勲)(響)(偽)(寬)(懷)(價)(應)(衛)(亞)
 穂寢娘狀祥署澁煮兒穀廣圈擊薰曉戲漢樂禍櫻謁惡
 穗(寢)(娘)(狀)(祥)(署)(澁)(煮)(兒)(穀)(廣)(圈)(擊)(薰)(曉)(戲)(漢)(樂)(禍)(櫻)(謁)(惡)
 瀨慎讓乘涉緒獸壽濕碎恒檢縣惠勤虛氣渴悔奧圓爲
 瀨(慎)(讓)(乘)(涉)(緒)(獸)(壽)(濕)(碎)(恒)(檢)(縣)(惠)(勤)(虛)(氣)(渴)(悔)(奧)(圓)(爲)
 齋盡釀淨燒諸縱收實雜黃顯儉揭謹峽祈卷海橫緣逸
 齋(盡)(釀)(淨)(燒)(諸)(縱)(收)(實)(雜)(黃)(顯)(儉)(揭)(謹)(峽)(祈)(卷)(海)(橫)(緣)(逸)
 靜粹神剩獎敍祝臭社祉國驗劍鷄駢狹器陷壞溫園榮
 靜(粹)(神)(剩)(獎)(敍)(祝)(臭)(社)(祉)(國)(驗)(劍)(鷄)(駢)(狹)(器)(陷)(壞)(溫)(園)(榮)

第三十条第五号	第二十一条第一項 第五号	別表第三（第七十八条の四第四項関係）	注 括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字又は第六十八条の三第一号に規定する字体であり、当該括弧外の漢字又は字体とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。	廊歴涙欄様墨拂賓繁盆稻傳徵彈滯藏層搜禪攝 廊歴涙欄様野墨払賓繁杯稻伝徵彈滯藏層搜禪攝 錄練壘龍謠彌翻佛敏晚賣徳都聴画瀧贈瘦巢祖節 錄練壘竜謠彌翻仏敏晚売徳都聴瀧贈瘦巢祖節 鍊類虜來藥毎勉富卑梅突嶋懲鑄單臓騷曾壯 鍊類虜來薬毎勉富卑梅突島懲鑄單臓騷曾壯 郎禮涼賴與萬歩悔祕髮難燈鎮著嘆即増装争战 郎礼涼賴与万歩悔秘髮難灯镇著嘆即増装争战 朗曆綠覽搖默峯福碑拔盜廳團僧帶纖莊織 朗曆綠覽搖默峰福碑抜盜廳團僧帶纖莊織
他の市町村長又は官庁からの書類の送付を受ける場合は、その送付を受けたときは、そ の書類	送付を	戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通 知を受けたときは、当該通知に係る届書等情 報	戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通 知を受けたときは、当該通知に係る届書等情 報	

第四十一條第二項	前項の書類の送付を受けたときは、これ	戸籍法第百二十条の五第三項の通知を受けたときは、当該届書等情報
別表第五（第七十九条の二の四第一項関係）	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査	一 外務省 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査
別表第四（第七十九条の二の三第一項関係）		一 戸籍法第十二条第一項の戸籍に記載した事項に関する証明書 二 戸籍法第十二条の二の除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書 三 戸籍法第四十八条第一項の届出の受理又は不受理の証明書 四 戸籍法第二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書
別表第六（第七十九条の二の四第二項関係）		一 戸籍法第四十九条第一項及び第五十四条第一項の規定による出生の届出 二 戸籍法第六十条、第六十一条、第六十三条及び第六十四条の規定による認知の届出 三 戸籍法第六十五条の規定による死産の届出 四 戸籍法第六十六条、第六十八条及び第六十八条の二の規定による縁組の届出 五 戸籍法第六十九条の規定による縁組の取消しの届出 六 戸籍法第七十四条の規定による婚姻の届出 七 戸籍法第七十五条第一項の規定による婚姻の取消しの届出 八 戸籍法第六十九条の二及び第七十三条の二の規定による姓氏を称する届出 九 戸籍法第六十五条の二及び第七十七条の二の規定による死産の届出 十 戸籍法第六十六条、第七十一条、第七十二条及び七十三条第一項の規定による離縁の届出 十一 戸籍法第六十九条の二及び第七十三条の二の規定による死産の届出 十二 戸籍法第六十五条の規定による死産の届出 十三 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 十四 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 十五 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 十六 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 十七 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 十八 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 十九 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 二十 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 二十一 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 二十二 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 二十三 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出 二十四 戸籍法第八十六条第一項及び第九十二条第三項の規定による死亡の届出 二十五 戸籍法第八十六条第一項の規定による失踪宣告又は失踪宣告の取消しの届出 二十六 戸籍法第九十五条及び第九十九条の規定による復氏の届出 二十七 戸籍法第九十六条の規定による姻族關係終了の届出 二十八 戸籍法第九十七条の規定による推定相続人の廃除又は推定相続人の廃除の取消しの届出 二十九 戸籍法第九十八条の規定による失踪宣告の取消しの届出 三十 戸籍法第九十九条の規定による分籍の届出 三十一 戸籍法第一百二条第一項の規定による国籍取得の届出 三十二 戸籍法第一百二条第一項の規定による帰化の届出 三十三 戸籍法第一百二条第一項の規定による国籍喪失の届出 三十四 戸籍法第一百二条第一項の規定による国籍選択の届出 三十五 戸籍法第一百二条第一項の規定による国籍の変更の届出 三十六 戸籍法第一百二条第一項の規定による転籍の届出 三十七 戸籍法第一百二条第一項の規定による就籍の届出 三十八 戸籍法第一百二条第一項の規定による戸籍訂正の申請

(裏)

(表)

附録第二号様式 戸籍簿表紙第四条関係
(何冊の内第一)
戸籍簿(副本)(地区の名称)
何区役所

六条関係 附録第三号様式 見出帳（日本産業規格B列四番の丈夫な用紙、横書きとする」とができる。）（第

第一 除籍簿の見出帳

除籍簿見出帳

何市役所

附錄第四号樣式

見出票（第六条関係）

附錄第四号様式 見出票(第六条関係)

筆頭者 氏名			
本籍			
戸籍編製 年月日			
除籍 年月日	冊数		丁数
備考			

附錄第五号様式
受附帳(日本産業規格B列四番の丈夫な用紙、横書きにしてあることができる。)第二十一条(関係)

				受附番号					受附番号
				別受理送付の (受事件発生月日)				別受理送付の (受事件発生月日)	
				件名				件名	
				氏名(届出事件本人の資格名)				氏名(届出事件本人の資格名)	
				本籍又は国籍				本籍又は国籍	
				備考				備考	

附録第六号 戸籍の記載のひな形（第三十三条関係）

附録第六号 戸籍の記載のひな形（第三十三条関係）

注意 このひな形は、戸籍に記載すべき相当欄及び特殊の記載例を示すにとじまり、必要な記載事項を全部示すものではない。

附錄第七號 戶籍記載例

48	47	46	45	44	43	42	41
裁判による離縁届	義子死亡後の離縁届	義親死亡後の離縁届	義親死亡後の離縁届	義親の戸籍	義親の戸籍	義子の戸籍組	義子の戸籍組
右	本籍親地の	本籍後地の	本籍後地の	右	右	右	右
同	前戸籍	前戸籍	前戸籍	右	右	右	右
義子の戸籍組	義親の戸籍	義親の戸籍	義親の戸籍	義親の戸籍	義親の戸籍	義親の戸籍	義親の戸籍
身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄
義父母の各	義父母の各	義父母の各	義父母の各	令和元年七月拾五日妻(夫)とともに義子に英助と離縁届出	令和元年七月拾五日妻(夫)とともに義子に英助と離縁届出	令和元年六月参日義子甲野義太郎と協議離縁届出協議者親権者となふべき父母東京千代田区牛込木町二丁目五番地乙川孝助戸籍につき除籍	令和元年六月参日義子甲野義太郎と協議離縁届出協議者親権者となふべき父母東京千代田区牛込木町二丁目五番地乙川孝助戸籍につき除籍
身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	身分事項欄	①令和元年七月拾五日妻(夫)とともに義子に英助と離縁届出	①令和元年七月拾五日妻(夫)とともに義子に英助と離縁届出	横浜市中区昭和町十人地甲野義太郎戸籍から入籍	横浜市中区昭和町十人地甲野義太郎戸籍から入籍
義父母の各	義父母の各	義父母の各	義父母の各	同月廿日大坂市北区長から通知同区老松町一丁目六番地乙川孝助戸籍につき除籍	同月廿日大坂市北区長から通知同区老松町一丁目六番地乙川孝助戸籍につき除籍	令和元年七月拾五日義父(母)甲野義太郎義母(母)梅子と離縁届出	令和元年七月拾五日義父(母)甲野義太郎義母(母)梅子と離縁届出
確定年九月老日届出	令和元年八月英助と離縁の裁判	令和元年八月英助と離縁の裁判	令和元年八月英助と離縁の裁判	②同月廿日平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍	②同月廿日平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍	同月廿日平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍	同月廿日平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍

81	80	79	78	77	76
		右 (追完届による場合) 同			右 婚姻前既に日本人たる女戸籍の筆頭に記載されている場 合同
		右 (子が父母と戸籍を異にするとき) 同			婚姻の証書の原本又は 証明書の提出 外國にある日本人と在國の方とに従つて婚姻した場合で 婚姻前既に夫戸が戸籍の筆頭に記載され て夫婦の身分を取得する場合の記載
前の戸籍 妻の婚姻 身分事項欄の	右 同	子の戸籍 右 同	父母の戸籍 右 同	在外公館 夫の戸籍 夫の夫の身分の 身分事項欄	非本籍地 日本人たる妻の戸籍 右 同
前略 令和八年四月拾五日国籍アメリカ合衆国ハルナール、マリア ウエイ(西暦千九百九拾六年四月拾日生)と婚姻届出同月武拾 武日横浜市中区長から通知同月拾五日在ニヨーク総領事 から送付①	前略 令和八年四月拾五日国籍アメリカ合衆国ハルナール、マリア ウエイ(西暦千九百九拾六年四月拾日生)と婚姻届出同月武拾 武日横浜市中区長から通知同月拾五日在ニヨーク総領事 から送付①	前略 令和八年四月拾日父母婚姻届出父母との統稱訂正②	前略 令和四年四月拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月武拾 武日東京都千代田区長から通知同月拾日夫甲野義太 郎戸籍から入籍③	前略 令和四年四月拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月武拾 武日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍③	令和八年四月拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月武拾 武日横浜市中区長から通知同月拾五日在ニヨーク総領事 から送付①

90	89	88	87	86	85	84	六離婚	83	82
		右 新規編製の申出をした場合			夫の夫を称する婚姻をした夫婦の協議離婚届		婚姻取消の記載請求		
		右 新規編製の申出をした場合			夫の夫の身分の 身分事項欄		夫の戸籍	夫の戸籍	夫の戸籍の 身分事項欄
前の戸籍 妻の婚姻 身分事項欄の	右 同	夫の戸籍 右 同	妻の新戸籍 右 同	夫の戸籍 右 同	本夫婦地の 前妻の戸籍 夫婦の戸籍	前妻の戸籍 夫の夫の身分の 身分事項欄	前妻の戸籍 夫の夫の身分の 身分事項欄	前妻の戸籍 夫の夫の身分の 身分事項欄	前妻の戸籍 夫の夫の身分の 身分事項欄
前略 令和八年四月拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月武拾 武日東京都千代田区長から通知同月拾日夫甲野義太 郎戸籍から入籍③	前略 令和五年四月九日編製④	前略 令和五年四月九日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月東京 都千代田区長から通知同月平河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍③	前略 令和五年四月九日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月東京 都千代田区長から通知同月平河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍③	前略 令和四年四月拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月武拾 武日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍③	前略 令和四年四月拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月武拾 武日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍③	前略 令和四年四月拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月武拾 武日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍③	前略 令和八年五月四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾 武日横浜市中区長から通知同月平河町一丁目四番地甲野義太 郎戸籍から入籍③	前略 令和八年五月四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾 武日横浜市中区長から通知同月平河町一丁目四番地甲野義太 郎戸籍から入籍③	前略 令和八年五月四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾 武日横浜市中区長から通知同月平河町一丁目四番地甲野義太 郎戸籍から入籍③

100	99	98	97	96	95	94	93	92	91
右 其他者が離婚に在ら届けられより新規出立つる者	右 新規戸籍により届出あし	右 新規戸籍により届出あし	右 新規戸籍により届出あし	右 新規戸籍により届出あし	右 新規戸籍を届出する際の届け出	右 新規戸籍を届出する際の届け出	右 新規戸籍を届出する際の届け出	右 新規戸籍を届出する際の届け出	右 夫の氏を称する離婚の裁判を了結する場合の届け出
右 同	本 籍 地	本 夫 籍 地の	本 夫 籍 地の	本 夫 籍 地の	夫の戸籍	夫の戸籍	夫の戸籍	夫の戸籍	夫の戸籍
者 の戸籍 を称した	從前戸籍	新戸籍	夫婦戸籍	妻の新戸籍	夫の戸籍事項欄	妻の戸籍事項欄	夫の戸籍事項欄	夫の戸籍事項欄	夫の戸籍事項欄
者 の戸籍 を称した	戸籍事項欄	戸籍事項欄	戸籍事項欄	戸籍事項欄	令和七年七月四日東京甲野義太郎と協議離婚届出	令和七年七月四日東京甲野義太郎と協議離婚届出	令和七年七月四日東京甲野義太郎と協議離婚届出	令和七年七月四日東京甲野義太郎と協議離婚届出	令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立、和解成
令和參年八月七日戸籍法七十七条の二の届け出	初音町一丁目八番地乙野忠治戸籍から入籍	令和參年八月七日戸籍法七十七条の二の届け出	令和參年八月七日戸籍法七十七条の二の届け出	令和參年八月七日戸籍法七十七条の二の届け出	令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立、和解成	立 令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立、和解成	立 令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立、和解成	立 令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立、和解成	立 令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立、和解成

親 權 者 變 更 届	親 裁 判 者 指 定 届	親 權 者 に よ る 届	右 親父又は母と同一の戸籍に於ける場合	右 親父又は母と同一の戸籍に於ける場合	右 親父又は母と同一の戸籍に於ける場合	右 親父又は母と同一の戸籍に於ける場合
本 籍 地	非 本 籍 地	本 籍 地	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍
右 同	右 同	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍
右 同	右 同	身 分 事 項 欄	身 分 事 項 欄	身 分 事 項 欄	身 分 事 項 欄	身 分 事 項 欄
七 親 權 及 び未 成 年 者 の 後 見						
親 權 者 變 更 届	親 裁 判 者 指 定 届	親 權 者 に よ る 届	右 親父又は母と同一の戸籍に於ける場合	右 親父又は母と同一の戸籍に於ける場合	右 親父又は母と同一の戸籍に於ける場合	右 親父又は母と同一の戸籍に於ける場合
本 籍 地	非 本 籍 地	本 籍 地	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍
右 同	右 同	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍
右 同	右 同	身 分 事 項 欄	身 分 事 項 欄	身 分 事 項 欄	身 分 事 項 欄	身 分 事 項 欄
同	同	同	同	同	同	同
届出						
令和六年參月七日親権者を母に変更の裁判確定同月拾日母	令和五年六月六日親権者を父と定める裁判確定同月九日父届出	令和四年四月拾日親権者を母と定める旨父母届出	令和四年四月拾日親権者を父と定める旨父母届出	令和四年四月拾日親権者を父と定める旨父母届出	令和四年四月拾日親権者を父と定める旨父母届出	令和四年四月拾日親権者を父と定める旨父母届出

184 戸籍法百七条一項によ る氏名の変更	183 外 国 戸 籍 喪 失 届	182 右 による場合 に 國 籍 法 十 六 条 一 項 同	181 右 による場合 に 國 籍 法 十 五 条 三 項 同	180 右 合 國 籍 を 離 脱 した 場 合 同	179 右 國 籍 喪 失 報 告 し た 場 合 同	178 國 籍 遷 択 届	177 國 籍 喪 失 失 得 し た 場 合 に 自己 の 志 望 によ つ て 外 國 の 國 籍 を 取 得 し た 場 合 に 國 籍 喪 失 の よ う 届
本 籍 地	非 本 籍 地					右 同	本 籍 地
戸 籍 事 項 欄	戸 喪 失 者 の 戸 籍 事 項 欄	右 同	右 同	右 同	戸 喪 失 者 の 戸 籍 事 項 欄	戸 喪 失 者 の 戸 籍 事 項 欄	戸 喪 失 者 の 戸 籍 事 項 欄
戸 籍 事 項 欄	戸 喪 失 者 の 戸 籍 事 項 欄	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
合 和 九 年 八 月 八 日 戸 籍 法 百 七 条 一 項 の 氏 名 変 更 届 出 ①	合 和 九 年 八 月 八 日 戸 籍 喪 失 届 出 ①						

195 氏 の 項 変 更 百 七 条	194 戸 籍 法 百 七 条	193 氏 の 項 変 更 百 七 条	192 戸 籍 法 百 七 条	191 戸 籍 法 百 七 条	190 戸 籍 法 百 七 条	189 戸 籍 法 百 七 条	188 戸 籍 法 百 七 条	187 戸 籍 法 百 七 条	186 戸 籍 法 百 七 条	185 戸 籍 法 百 七 条	
右		右 ある場合 に 子 が 氏 を 変 更 す る 者 と 同 じ 戸 籍 に 變 更 す る 條	右	右	右	右 ある場合 に 子 が 氏 を 変 更 す る 者 と 同 じ 戸 籍 に 變 更 す る 條	右	右	右	右	右
戸 從 す る 者 の 前 者 の 戸 籍 の 変 更	新 す る 者 の 前 者 の 戸 籍 の 変 更	戸 從 す る 者 の 前 者 の 戸 籍 の 変 更	戸 從 す る 者 の 前 者 の 戸 籍 の 変 更	戸 從 す る 者 の 前 者 の 戸 籍 の 変 更	戸 從 す る 者 の 前 者 の 戸 籍 の 変 更	戸 籍 事 項 欄	戸 籍 事 項 欄	戸 籍 事 項 欄	戸 籍 事 項 欄	戸 籍 事 項 欄	
右	身 分 事 項 欄	同	右	身 分 事 項 欄	同	右	身 分 事 項 欄	同	右	身 分 事 項 欄	
同	い た ま 市 浦 和 区 の ア ン ボ ン の 氏 の 戸 籍 事 項 欄	合 和 九 年 八 月 八 日 戸 籍 法 百 七 条 四 項 の 氏 名 変 更 届 出 ①	同	い た ま 市 浦 和 区 の ア ン ボ ン の 氏 の 戸 籍 事 項 欄	合 和 九 年 八 月 八 日 戸 籍 法 百 七 条 四 項 の 氏 名 変 更 届 出 ①	同	い た ま 市 浦 和 区 の ア ン ボ ン の 氏 の 戸 籍 事 項 欄	合 和 九 年 八 月 八 日 戸 籍 法 百 七 条 四 項 の 氏 名 変 更 届 出 ①	同	合 和 九 年 八 月 八 日 戸 籍 法 百 七 条 四 項 の 氏 名 変 更 届 出 ①	

一八 戸籍の訂正	201	200	一七 就籍	199	198	197	一六 転籍	196
	就籍	届		右 同市町村内で転籍の場合	左 同一市町村に転籍する場合	転籍の届		名の変更届
就籍地	本籍地	本籍地	本籍地	転籍者	戸転籍前の籍	戸転籍後の籍	戸籍事項欄	本籍地
新戸籍	戸転籍者の籍	右	戸籍事項欄	右	右	右	令和四年五月一日西神田二丁目一番地から転籍届出	地名を変更する者の戸籍
身分事項欄	戸籍事項欄	同	令和四年五月一日西神田二丁目一番地に転籍届出	同	同	同	令和四年五月一日西神田二丁目一番地に転籍届出	身分事項欄
届出	令和武拾四年六月武拾八日	令和武拾四年六月武拾八日	令和四年五月一日西神田二丁目一番地に転籍届出	令和四年五月一日西神田二丁目一番地に転籍届出	令和四年五月一日西神田二丁目一番地に転籍届出	令和四年五月一日西神田二丁目一番地に転籍届出	令和五年五月一日西神田二丁目一番地に転籍届出	令和五年五月一日西神田二丁目一番地に転籍届出

附録第八号様式 戸籍の消除（第四十二条関係）

附録第九号様式 戸籍の訂正（第四十四条関係）

附錄第十号様式 本籍の更正（第四十六条関係）

附録第十一号様式 出生の届書（日本産業規格A列四番）（第五十九条関係）

出 生 届
年 月 日届出
長 殿

生 ま れ た 子	生 ま れ た と こ ろ	子 の 氏 名	父母との 続柄	口 繙出子 □ 繙出でない子	(□男 □女)	
	年 月 日	午前 午後	時 分			
	住 所	番地 番 号				
	世帯主 の氏名		世帯主と の続柄			
生 ま れ た 子	父 母 年 月 日 (子が生まれたと きの年齢)	父	母			
	本 籍 外国人のときは 国籍だけを書いてください	年 月 日(満 歳)				年 月 日(満 歳)
	同居を始めた とき	年 月				
父 と 母	子が生まれた ときの世帯の おもな仕事と 父母の職業	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)				
		父の職業		母の職業		
	その他					
届 出 人	□ 1. 父 □ 2. 法定代理人() □ 3. 同居者 □ 4. 医師 □ 5. 助産師 □ 6. その他の立会者 □ 7. 公設所の長					
	住 所	番地 番				
	本 籍 外国人のときは 国籍だけを書いてください	番地 番				
	署 名 (※押印は任意)	印 年 月 日生				

附録第十二号様式 婚姻の届書（日本産業規格A列三番）（第五十九条関係）

婚 姻 届
年 月 日届出
長 殿

氏 名 生 年 月 日	夫 に な る 人		妻 に な る 人		
	年 月 日		年 月 日		
	住 所				
	世帯主 の氏名		世帯主 の氏名		
本 籍 外国人のときは 国籍だけを書いてください	番地 番				
	筆頭者 の氏名				
	父 母 の氏名 父母との続柄 (右記の養父母以外) 外にも養父母がいる場合にそぞ 他の欄に書いてください	父 母	続柄 男 女	父 母	続柄 男 女
父 母 の氏名 父母との続柄 (右記の養父母以外) 外にも養父母がいる場合にそぞ 他の欄に書いてください	養父 母	続柄 男 女	養父 母	続柄 男 女	
婚姻後の夫婦の 新しく本籍	口夫の氏 口妻の氏	新本籍(左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっている ときは書かないでください)			
同居を始めた とき	番地 番				
初婚・再婚の別	□初婚 □再婚 □離別	年 月 日	□初婚 □再婚 □離別	年 月 日	
同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をする ときだけ書いてください)			
	夫 妻				
	夫 妻				
夫 妻 の 職 業	夫の職業 妻の職業				
その他					
届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫	印		妻	印

附録第十三号様式 離婚の届書（日本産業規格A列三番）（第五十九条関係）

証人		
署名 (捺印は任意)	印	印
生年月日	年月日	年月日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

附録第十三号様式 離婚の届書（日本産業規格A列三番）（第五十九条関係）

離婚届
年月日届出
長殿

氏名 生年月日	夫		妻	
	年月日		年月日	
住所				
世帯主の氏名	世帯主の氏名			
本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください)	番地 番			
筆頭者の氏名				
父母及び養父母の氏名 (親類の記載欄 右記の義父母以外にも義父母がいる場合はその他の欄に書いてください)	夫の父 母 義父 義母	続き柄男 母 義父 義母	妻の父 母 義父 義母	続き柄女 母 義父 義母
離婚の種別 (調停 審判)	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	年月日成立 年月日確定	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	年月日成立 年月日認諾 年月日確定
婚姻前の氏に もどる者の本籍	夫 妻	もどる戸籍にもどる 新戸籍をつくる	番地 番	筆頭者の氏名
未成年の子の氏 名	夫が親権を行なう子	妻が親権を行なう子	年月から年月まで	
同居の期間	年月から年月まで			
別居する前の住 所	番地 番号			
別居する前の世 帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 商業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3歳未満の子供の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1か月未満の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいい世帯			
夫妻の職業	(労働調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするとさ だけ書いてください)			
その他	夫の職業 妻の職業			
届入署名 (捺印は任意)	夫	印	妻	印

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	年月日	年月日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

付録第十四号様式 死亡の届書(日本産業規格A列四番)(第五十九条関係)

死 亡 届
年 月 日届出
長 殿

氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	年月日 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください) <input type="checkbox"/> 午前 時分 <input type="checkbox"/> 午後 時分
死亡したとき	年月日 <input type="checkbox"/> 午前 時分 <input type="checkbox"/> 午後 時分
死亡したところ	番地 番号
住所 の氏名	
本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください)	番地 番
死亡した人の 夫または妻	<input type="checkbox"/> いる(満歳) <input type="checkbox"/> いない(口未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)
死亡したときの 世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 商業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください)</small>
死亡した人の 職業・産業	産業
その他	
居出人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長 <input type="checkbox"/> 9. 後見人 <input type="checkbox"/> 10. 保佐人 <input type="checkbox"/> 11. 補助人 <input type="checkbox"/> 12. 任意後見人 <input type="checkbox"/> 13. 任意後見受託者 住所 本籍 番地 答頭者 署名 番 (※押印は任意) 印 年 月 日 生

附録第十五号書式（第十二条関係）

附録第十五号書式（第十二条関係）

第一

この謄(抄)本は、戸籍(除籍)、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

印職

附録第十六号書式（第十四条関係）削除
附録第十七号書式（第十四条関係）

附録第十七号書式（第十四条関係）

戸籍(除籍)、届書、申請書その他)記載事項証明
(事件本人)

戸籍の表示
氏名

印職

証明を求める事項
何何

右の事項は、戸籍(除籍)、届書、申請書その他)に記載があることを証明する(右相違ないことを証明する)。
令和何年何月何日

何市町村長氏名

附錄第十八号書式（第四十七条関係）

通知書

令和何年何月何日何々の届出(申請)によりした戸籍の記載に次の錯誤(不法又は遗漏)がありますから、戸籍法第二十四条第一項により通知します。

何々は何々の誤り(何々の不法又は遗漏)。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍(所在)
氏名 殿

本籍(所在)
氏名 殿

第一 追完催告書

令和何年何月何日何何の届出(申請)は、何何の不備があるため、戸籍の記載をすすめられませんから、何月何日までに追完をするよう、戸籍法第四十五条第四十五条及び第百十七条により催告します。

なお、右期間内に追完の手続をしないときは、同法第百三十七条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍(所在)

氏名 殿

第一 追完催告書

令和何年何月何日何何の届出(申請)は、何何の不備があるため、戸籍の記載をすすめられませんから、何月何日までに追完をするよう、戸籍法第四十五条第四十五条及び第百十七条により催告します。

なお、右期間内に追完の手続をしないときは、同法第百三十七条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍(所在)
氏名 殿

第二 催告書(第一回以降)

何年何月何日付けで何月何日までに何何届(申請又は追完)をするよう催告しましたが、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出(申請又は追完)をするよう、戸籍法第四十四条第二項(第四十四条第二項及び第百三十七条又は第四十五条)により更に催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第百三十八条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

附録第二十号書式（第六十六条関係）

44

附録第二十一号書式（日本産業規格B列四番の上質紙九十キログラム以上）（第六十六条関係）

附録第二十号書式（第六十六条関係）

受理（不受理）証明書

一 何何届書（申請書）

令和何年何月何日届出（申請）

届出人 戸籍の表示 氏

事件本人 戸籍の表示 氏 名

届出（申請）事項の要旨

右届出（申請）は、令和何年何月何日受理したこと（何何の理由によつて受理しなかつたことを）を証明する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

附録第二十一号書式（日本産業規格B列四番の上質紙九十キログラム以上）（第六十六条関係）

婚姻届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

夫 氏 生 年 月 日 名

戸籍又は国籍の表示

妻 氏 生 年 月 日 名

右当事者の婚姻届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。
よつてここに法律上婚姻は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

離婚届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

夫 氏 生 年 月 日 名

戸籍又は国籍の表示

妻 氏 生 年 月 日 名

右当事者の離婚届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。
よつてここに法律上離婚は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

養子縁組届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

養父 氏

生年月日名

戸籍又は国籍の表示

養母 氏

生年月日名

戸籍又は国籍の表示

養子 氏

生年月日名

右当事者の養子縁組届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上養子縁組は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

養子離縁届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

養父 氏

生年月日名

戸籍又は国籍の表示

養母 氏

生年月日名

戸籍又は国籍の表示

養子 氏

生年月日名

右当事者の養子離縁届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上養子離縁は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

印職

認知届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

父 氏

生年月日名

戸籍又は国籍の表示

子 氏

生年月日名

「子の氏名」に対する認知届が「父の氏名」から届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上「子の氏名」は、「父の氏名」の子たる身分を取得したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

付録第二十二号様式 第七十三条第一項の書面（日本産業規格A列四番）（第七十三条第二項関係）

第一 戸籍の全部事項証明書

(2の1) 全部事項証明	
本籍氏名	
戸籍事項	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項	

発行番号

以下次頁

(2の2) 全部事項証明	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項	
	以下余白

発行番号

第二 戸籍の個人事項証明書

(1の1) 個人事項証明	
本籍 氏名	
戸籍事項	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【統柄】	
身分事項	
	以下余白

発行番号

第三 戸籍の一部事項証明書

(1の1) 一部事項証明	
本籍 氏名	
戸籍に記録されている者 【名】	
身分事項	
	以下余白

発行番号

第四 除かれた戸籍の全部事項証明書

除 籍	(2の1)	全 部 事 項 証 明
本 籍 氏 名		
戸籍事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		

発行番号

以下次頁

戸籍に記録されている者	(2の2)	全 部 事 項 証 明
【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】		
身分事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
		以下余白

発行番号

第五 除かれた戸籍の個人事項証明書

除籍	(1の1)	個人事項証明
本籍 氏名		
戸籍事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【統柄】	
身分事項		
	以下余白	

発行番号

第六 除かれた戸籍の一部事項証明書

除籍	(1の1)	一部事項証明
本籍 氏名		
戸籍に記録されている者	【名】	
身分事項		
	以下余白	

発行番号

付録第二十三号書式(第七十三条第三項関係)

第一 戸籍の全部事項証明書

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第二 戸籍の個人事項証明書

これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第三 戸籍の一部事項証明書

これは、戸籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第四 除かれた戸籍の全部事項証明書

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第五 除かれた戸籍の個人事項証明書

これは、除籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第六 除かれた戸籍の一部事項証明書

これは、除籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第二十四号 第七十三条第一項の書面の記載のひな形（第七十三条第六項関係）

(6の1) 全部事項証明

本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目10番地 甲野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製 転籍	【編製日】平成4年1月10日 【転籍日】平成4年3月16日 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地
戸籍に記録されている者	【名】義太郎 【生年月日】昭和40年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和40年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和40年6月25日 【届出入】父
婚姻	【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄
養子縁組	【縁組日】令和3年1月17日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】令和3年1月20日 【受理者】大阪市北区長
認知	【認知日】令和7年1月7日 【認知した子の氏名】丙山信夫 【認知した子の戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 丙山竹子
戸籍に記録されている者	【名】梅子 【生年月日】昭和41年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和41年1月8日

発行番号000001

以下次頁

(6の2) 全部事項証明

婚姻	【出生地】京都市北区 【届出日】昭和41年1月10日 【届出入】父 【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子
養子縁組	【縁組日】令和3年1月17日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】令和3年1月20日 【受理者】大阪市北区長
戸籍に記録されている者	【名】啓太郎 【生年月日】平成4年11月2日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】平成4年11月2日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成4年11月10日 【届出入】父
推定相続人廃除	【推定相続人廃除の裁判確定日】令和2年3月16日 【被相続人】父 甲野義太郎 【届出日】令和2年3月20日 【届出入】父 【送付を受けた日】令和2年3月23日 【受理者】大阪市北区長
婚姻	【婚姻日】令和3年3月6日 【配偶者氏名】丙野松子 【送付を受けた日】令和3年3月10日 【受理者】横浜市中区長 【新本籍】横浜市中区昭和町18番地 【称する氏】夫の氏
戸籍に記録されている者	【名】ゆり 【生年月日】平成6年2月15日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長女

発行番号000001

以下次頁

(6の3) 全部事項証明	
身分事項 出 生	【出生日】平成6年2月15日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成6年2月19日 【届出入】父
特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成11年10月7日 【届出日】平成11年10月12日 【届出入】養父母 【送付を受けた日】平成11年10月16日 【受理者】大阪市北区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目10番地 【縁組後の氏】内山
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成18年12月9日 【届出日】平成18年12月15日 【届出入】父母 【新本籍】大阪市北区西天満二丁目6番地 【離縁後の氏】甲野
戸籍に記録されている者 除 簿	【名】みち 【生年月日】平成9年7月9日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】二女
身分事項 出 生	【出生日】平成9年7月9日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成9年7月13日 【届出入】父 【送付を受けた日】平成9年7月15日 【受理者】千葉市中央区長
婚 姻	【婚姻日】平成28年10月3日 【配偶者氏名】乙原信吉 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目8番地 乙原信吉
戸籍に記録されている者 除 簿	【名】英子 【生年月日】昭和62年3月17日 【父】 【母】甲野梅子 【続柄】長女
身分事項	

発行番号000001

以下次頁

(6の4) 全部事項証明	
出 生	【出生日】昭和62年3月17日 【出生地】横浜市中区 【届出日】昭和62年3月18日 【届出入】母 【送付を受けた日】昭和62年3月20日 【受理者】横浜市中区長
入 繩	【届出日】平成17年3月20日 【入籍事由】母の氏を称する入籍 【従前戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子
養子縁組	【縁組日】平成18年4月12日 【養父氏名】乙野忠治 【養母氏名】乙野春子 【送付を受けた日】平成18年4月16日 【受理者】京都市北区長 【入籍戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
戸籍に記録されている者 除 簿	【名】芳次郎 【生年月日】平成18年1月6日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】二男
身分事項 出 生	【出生日】平成18年1月6日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成18年1月17日 【届出入】母 【送付を受けた日】平成18年1月20日 【受理者】千葉市中央区長
死 亡	【死亡日】平成24年12月13日 【死亡時分】午後8時30分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成24年12月15日 【届出入】親族 甲野義太郎
戸籍に記録されている者	【名】英助 【生年月日】平成24年5月1日 【父】乙川孝助 【母】乙川冬子 【続柄】二男 【養父】甲野義太郎 【養母】甲野梅子

発行番号000001

以下次頁

(6の5) 全部事項証明

身分事項 出 生	【統柄】養子 【出生日】平成24年5月1日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成24年5月6日 【届出人】父
養子縁組	【縁組日】令和3年1月17日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【送付を受けた日】令和3年1月20日 【受理者】大阪市北区長 【従前戸籍】京都市北区小山初音町20番地 乙川孝助
戸籍に記録されている者 除籍	【名】みち 【生年月日】平成9年7月9日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【統柄】二女
身分事項 出 生	【出生日】平成9年7月9日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成9年7月13日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成9年7月15日 【受理者】千葉市中央区長
離 婚	【離婚日】令和3年7月5日 【配偶者氏名】乙原信吉 【送付を受けた日】令和3年7月7日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】横浜市中区本町一丁目8番地 乙原信吉
分 稚	【分籍日】令和3年8月2日 【新本籍】東京都中央区日本橋室町一丁目1番地
戸籍に記録されている者	【名】信夫 【生年月日】令和4年6月1日 【父】甲野義太郎 【母】丙山竹子 【統柄】長男

発行番号000001

以下次頁

(6の6) 全部事項証明

身分事項 出 生	【出生日】令和4年6月1日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和4年6月3日 【届出人】母 【送付を受けた日】令和4年6月10日 【受理者】東京都千代田区長
認 知	【認知日】令和7年1月7日 【認知者氏名】甲野義太郎 【通知を受けた日】令和7年1月10日 【受理者】東京都千代田区長
入 稚	【届出日】令和7年1月15日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 丙山竹子
親 権	【親権者を定めた日】令和7年1月20日 【親権者】父 【届出人】父母
戸籍に記録されている者	【名】啓二郎 【生年月日】平成30年4月3日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【統柄】三男
身分事項 出 生	【出生日】平成30年4月3日 【出生地】名古屋市中区 【届出日】平成30年4月7日 【届出人】母
民法817条の2	【民法817条の2による裁判確定日】令和7年2月12日 【届出日】令和7年2月15日 【届出人】父母 【従前戸籍】名古屋市中区三の丸四丁目3番 甲野啓二郎
	以下余白

発行番号000001

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第二十五号 第七十三条第一項の書面の記載例（第七十三条第六項関係）

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記載例
1	出生				
1	嫡出子の出生	届出地 本籍地 父母の戸籍	子の身分事項欄	出生	【出生日】令和4年1月10日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和4年1月14日 【届出人】父
2		非本籍地	同上	同上	出生 【出生日】令和4年1月10日 【出生地】さいたま市浦和区 【届出日】令和4年1月14日 【届出人】父 【通知を受けた日】令和4年1月18日 【受理者】さいたま市浦和区長
3	同	上 (国籍留保とともに届出があった場合)	在外公館	同上	出生 【出生日】令和4年9月15日 【出生地】ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市 【届出日】令和4年9月20日 【届出人】父 【通知を受けた日】令和4年9月20日 【送付を受けた日】令和4年10月15日 【受理者】在外サンパウロ総領事 【特記事項】實に帰ることのできない事由のため 期間経過
4	同	上 (天災その他届出義務者の責めに 帰することのできない事由によ り期間経過後に 国籍留保とともに 届出があつた場合)	同上	同上	出生 【出生日】令和3年1月20日 【出生地】ラリオ国サンパウロ州サンパウロ市 【届出日】令和3年4月30日 【届出人】父 【通知を受けた日】令和3年4月30日 【送付を受けた日】令和3年5月20日 【受理者】在外サンパウロ総領事 【特記事項】實に帰すことのできない事由のため 期間経過
5	戸籍法62条による嫡出子の出生	本籍地	同上	同上	出生 【出生日】令和3年1月30日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和3年12月10日 【届出人】父
6		非本籍地	同上	同上	出生 【出生日】令和3年1月30日 【出生地】山梨県山梨市 【届出日】令和3年12月10日 【届出人】父 【通知を受けた日】令和3年12月14日 【受理者】山梨県山梨市長
7	嫡出でない子の出生	届出地 本籍地 母の戸籍	同上	同上	出生 【出生日】令和3年2月21日 【出生地】京都府北区 【届出日】令和3年3月2日 【届出人】母
8		非本籍地	同上	同上	出生 【出生日】令和3年2月21日 【出生地】千葉県中央区 【届出日】令和3年3月2日 【届出人】同居者 内原正作 【通知を受けた日】令和3年3月5日 【受理者】千葉県中央区長
9	同	上 (母につき新戸籍 を編製する場合)	非本籍地 母の新戸籍	戸籍編製	【編製日】令和3年12月10日

10			母の身分事項欄	子の出生	【入籍日】令和6年12月10日 【入籍事由】子の出生届出 【從前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
11			子の身分事項欄	出生	【出生日】令和6年1月28日 【出生地】京都府北区 【届出日】令和6年12月2日 【届出人】母 【通知を受けた日】令和6年12月10日 【受理者】京都府北区長
12			母の戸籍 前の戸籍	母の身分事項欄	子の出生 【届出日】令和6年12月2日 【除籍事由】子の出生届出 【通知を受けた日】令和6年12月10日 【受理者】京都府北区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地
2	認知				
13	認知	届出地 父の本籍地	父の戸籍 父の身分事項欄	認知	【認知日】令和6年1月8日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都府北区小山初音町18番地 乙野梅子
14			母の戸籍 子の身分事項欄	認知	【認知日】令和6年1月8日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【通知を受けた日】令和6年1月10日 【受理者】東京都千代田区長
15	同	上 (子が嫡出子の身 分を取得する場 合)	父母の戸籍 父の身分事項欄	認知	【認知日】令和6年5月5日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都府北区小山初音町18番地 乙野梅子
16			子の戸籍 子の身分事項欄	認知	【認知日】令和6年5月5日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【通知を受けた日】令和6年3月7日 【受理者】東京都千代田区長 【関連訂正事項】父母との統柄 【從前の続縁】 【父との続縁】長男(長女)
17	裁判による認知	子の本籍地	父の戸籍 父の身分事項欄	認知	【認知の裁判確定日】令和4年2月14日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都府北区小山初音町18番地 乙野梅子 【届出日】令和4年2月19日 【届出人】親権者母 【通知を受けた日】令和4年2月21日 【受理者】京都府北区長
18			母の戸籍 子の身分事項欄	認知	【認知の裁判確定日】令和4年2月14日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【届出日】令和4年2月19日 【届出人】親権者母

19	夫婦が15歳以上の末成年者を妻子とする縁組届	義親の本籍地	義親の戸籍	義父母の各身分事項欄	妻子縁組	【縁組日】令和4年1月13日 【共同縁組者】妻(夫) 【妻子氏名】乙川英助
20				妻子の身分事項欄	妻子縁組	【縁組日】令和4年1月13日 【義父氏名】甲野義太郎 【義母氏名】甲野梅子 【通知を受けた日】令和4年1月15日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
21				妻子の縁組前の戸籍	同 上	妻子縁組 【縁組日】令和4年1月13日 【義父氏名】甲野義太郎 【義母氏名】甲野梅子 【通知を受けた日】令和4年1月15日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
22	夫婦が15歳未満の者を妻子とする縁組届	同 上	義親の戸籍	義父母の各身分事項欄	妻子縁組	【縁組日】令和5年6月10日 【共同縁組者】妻(夫) 【妻子氏名】乙川英助
23				妻子の身分事項欄	妻子縁組	【縁組日】令和5年6月10日 【義父氏名】甲野義太郎 【義母氏名】甲野梅子 【代訴者】親族者・母 【通知を受けた日】令和5年6月10日 【受理者】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
24				妻子の縁組前の戸籍	同 上	妻子縁組 【縁組日】令和5年6月10日 【義父氏名】甲野義太郎 【義母氏名】甲野梅子 【代訴者】親族者・母 【通知を受けた日】令和5年6月10日 【受理者】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
25	夫婦の一方が他の同意を得て妻子をする縁組届	同 上	義親の戸籍	義親の身分事項欄	妻子縁組	【縁組日】令和12年1月18日 【妻子氏名】乙川英助
26				妻子の身分事項欄	妻子縁組	【縁組日】令和12年1月18日 【義母氏名】甲野梅子 【通知を受けた日】令和12年1月18日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
27				妻子の縁組前の戸籍	同 上	妻子縁組 【縁組日】令和12年1月18日 【義母氏名】甲野梅子 【通知を受けた日】令和12年1月25日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
28	配偶者を有しない者が妻子をする縁組届 <i>(義親につき新戸籍を編製する場合)</i>	同 上	義親の新戸籍	戸籍事項欄 義親の身分事項欄	戸籍編製 妻子縁組	【編製日】令和2年9月9日 【縁組日】令和2年9月9日 【妻子氏名】乙川英助 【通知を受けた日】令和2年9月9日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
29						【縁組日】令和2年9月9日 【妻子氏名】乙川英助 【通知を受けた日】令和2年9月9日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
30				義親の従前の戸籍	同 上	妻子縁組 【縁組日】令和2年9月9日 【妻子氏名】乙川英助 【通知を受けた日】令和2年9月9日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
31	夫婦が戸籍を異にする者を特別妻子とした縁組届	同 上	義親の戸籍	特別妻子の身分事項欄	民法617条の2 の2	【民法617条の2による裁判確定日】令和3年3月15日 【届出日】令和3年3月20日 【届出人】父母 【通知を受けた日】令和3年3月20日 【受理者】東京都北区長 【入籍戸籍】京都市北区小山初音町18番地 甲野義太郎 【縁組後の氏】甲野

32					特別妻子の新戸籍	戸籍事項欄 戸籍消除	戸籍編製 【編製日】令和13年3月26日 【消除日】令和13年3月26日	
33						特別妻子の身分事項欄	特別妻子縁組 【特別妻子縁組の裁判確定日】令和13年3月15日 【義父氏名】甲野義太郎 【義母氏名】甲野梅子 【届出日】令和13年3月20日 【届出人】父母 【通知を受けた日】令和13年3月26日 【受理者】東京都北区長 【入籍戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙川孝助 【縁組後の氏】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
34					特別妻子の従前の戸籍	特別妻子縁組 【特別妻子縁組の裁判確定日】令和13年3月15日 【届出日】令和13年3月20日 【届出人】養父母 【通知を受けた日】令和13年3月26日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都北区小山初音町18番地 【縁組後の氏】甲野		
4 義子離縁								
35	15歳以上の妻子が義親と同一の戸籍にあら場合の協議離縁届	非本籍地	義子の戸籍	妻子の身分事項欄	妻子離縁	【離縁日】令和4年1月27日 【義父氏名】甲野義太郎 【義母氏名】甲野梅子 【通知を受けた日】令和4年1月30日 【受理者】京都府北区長 【從前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎		
36					義親の戸籍	義父母の各身分事項欄	妻子離縁 【離縁日】令和4年1月27日 【共同離縁者】妻(夫) 【妻子氏名】乙川英助 【通知を受けた日】令和4年1月21日 【受理者】京都府北区長	
37						妻子の身分事項欄	妻子離縁 【離縁日】令和4年1月27日 【義父氏名】甲野義太郎 【義母氏名】甲野梅子 【通知を受けた日】令和4年1月21日 【受理者】京都府北区長	
38					義親の新戸籍	戸籍事項欄 戸籍編製	戸籍編製 【編製日】令和5年2月日 【離縁日】令和5年2月2日 【義父氏名】甲野義太郎 【通知を受けた日】令和5年2月5日 【受理者】東京都千代田区長 【從前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
39	同妻子の復転すべき戸籍が既に除かれている場合又は妻子が新戸籍編製の申出をした場合	上 義親の本籍地	妻子の新戸籍	妻子の身分事項欄	妻子離縁	【離縁日】令和5年2月2日 【義父氏名】甲野義太郎 【通知を受けた日】令和5年2月5日 【受理者】東京都千代田区長 【從前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎		
40					義親の戸籍	同 上	妻子離縁 【離縁日】令和5年2月2日 【義父氏名】甲野義太郎 【新本籍】京都市北区小山初音町20番地	
41	15歳未満の妻子の協議離縁届	同 上	妻子の縁組前の戸籍	同 上	妻子離縁	【離縁日】令和3年6月3日 【義父氏名】甲野義太郎 【協議者】親族者となるべき父母 【通知を受けた日】令和3年6月5日 【受理者】京都市北区長 【從前戸籍】京都市北区小山初音町20番地 甲野義太郎		

42			義親の戸籍	義親の身分 事項欄	義子離縁	【離縁日】 令和3年6月3日 【義子氏名】 甲野英助
43				義子の身分 事項欄	義子離縁	【離縁日】 令和3年6月3日 【義父氏名】 甲野義太郎 【義母氏名】 親権者となるべき父母 【入籍戸籍】 東京都千代田区永田町二丁目5番地 乙川泰助
44	義親死亡後の離縁届	離縁後 の本籍地	義子の 離縁前 の戸籍	同 上	義子離縁	【離縁日】 令和6年7月15日 【義父氏名】 亡 甲野義太郎 【義母氏名】 亡 甲野梅子 【従前戸籍】 横浜市中区昭和町18番地 甲野義太郎
45			義親の戸籍	同 上	義子離縁	【離縁日】 令和6年7月15日 【義父氏名】 亡 甲野義太郎 【義母氏名】 亡 甲野梅子 【通知を受けた日】 令和6年7月18日 【受理者】 大阪市北区長 【入籍戸籍】 大阪市北区西天満二丁目5番地 乙川泰助
46	義子死亡後の離縁届	義親の 本籍地	同 上	義父母の各 身分事項欄	義子離縁	【離縁日】 令和11年7月15日 【共同離縁者】 妻(夫) 【義子氏名】 亡 甲野英助
47	裁判による離縁届	同 上	義子の 離縁前 の戸籍	義子の身分 事項欄	義子離縁	【離縁の裁判確定日】 令和3年8月27日 【義父氏名】 甲野義太郎 【義母氏名】 甲野梅子 【届出日】 令和3年9月1日 【届出人】 義父母 【通知を受けた日】 令和3年9月3日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
48			義父母の 戸籍	義父母の各 身分事項欄	義子離縁	【離縁の裁判確定日】 令和3年8月27日 【共同離縁者】 妻(夫) 【義子氏名】 甲野英助 【届出日】 令和3年9月1日
49				義子の身分 事項欄	義子離縁	【離縁の裁判確定日】 令和3年8月27日 【義父氏名】 甲野義太郎 【義母氏名】 甲野梅子 【届出日】 令和3年9月1日 【届出人】 義父 【通知を受けた日】 令和3年9月1日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 大阪市北区西天満二丁目5番地 乙川泰助
50	離縁の際の氏を称す る届	同 上	義子の 新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年7月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 戸籍編製 【編製日】 令和13年7月17日
51	(離縁の届出と同 時に義子から届 出があり新戸籍 を編製する場合)			義子の身分 事項欄	義子離縁	【離縁日】 令和13年7月13日 【義父氏名】 甲野義太郎 氏の変更 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 【通知を受けた日】 令和13年7月17日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
52			義親の戸籍	同 上	義子離縁	【離縁日】 令和13年7月13日 【義父氏名】 甲野義太郎

						氏の変更	【氏変更日】 令和13年7月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 戸籍編製 【編製日】 令和13年7月17日
53	同 上	本籍地	戸籍新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年9月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 戸籍編製 【編製日】 令和13年9月13日	
54	(離縁により戻籍 した者から届出 があり新戸籍を 編製する場合)			氏を称した 者の身分事項 欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年9月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 戸籍編製 【編製日】 令和13年9月13日	
55		前戸籍	同 上		氏の変更	【氏変更日】 令和13年9月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 戸籍編製 【編製日】 令和13年9月13日	
56	同 上	本籍地	戸籍新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年9月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 戸籍編製 【編製日】 令和13年9月13日	
57	(離縁により新戸 籍が編製されて いる者から届出 があった場合に おいて、既に在 籍者がないとき)			氏を称した 者の身分事項 欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年9月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 戸籍編製 【編製日】 令和13年9月13日	
58	夫の氏を称する婚姻 届	夫の本 籍地	夫婦の 新戸籍	戸籍事項欄 戸籍編製	婚 婚	【離縁日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野忠治	
59				夫の身分事 項欄	婚 婦	【離縁日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野忠治	
60				妻の身分事 項欄	婚 婦	【離縁日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治	
61		夫の婚 姻前の 戸籍	夫の身分事 項欄	夫の身分事 項欄	婚 婦	【離縁日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野忠治	
62		妻の婚 姻前の 戸籍	妻の身分事 項欄	妻の身分事 項欄	婚 婦	【離縁日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和4年1月12日 【受理者】 東京都千代田区長 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野忠治	
63	同 上	夫の戸 籍	夫の身分事 項欄	夫の身分事 項欄	婚 婦	【離縁日】 令和6年3月1日 【配偶者氏名】 乙野梅子	
64	(婚姻前に既に夫が 戸籍の頭書に記 載されている場 合)			妻の身分事 項欄	婚 婦	【離縁日】 令和6年3月1日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和6年3月8日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野義太郎	
65		妻の婚 姻前の 戸籍			婚 婦	【離縁日】 令和6年3月1日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和6年3月8日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野義太郎	

66	同 〔不受理の処分をした婚姻届について受理を命ずる裁判があった場合〕	上 夫の戸籍	夫の身分事項欄	婚 婚	【婚姻日】 令和6年7月19日 【配偶者共名】 乙野梅子 【記録日】 令和6年8月11日 【特記事項】 令和6年8月10日受理を命ずる裁判確定
67			妻の身分事項欄	婚 婚	【婚姻日】 令和6年7月19日 【配偶者共名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治 【記録日】 令和6年8月11日 【特記事項】 令和6年8月10日受理を命ずる裁判確定
68		妻の婚姻前の戸籍	同 上	婚 婚	【婚姻日】 令和6年7月19日 【配偶者共名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和6年8月13日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【特記事項】 令和6年8月10日受理を命ずる裁判確定
69	妻の氏を称する婚姻届	非本籍地 夫婦の新戸籍	同 上	婚 婚	【婚姻日】 令和5年2月20日 【配偶者共名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和5年2月23日 【受理者】 横浜市中区長 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
70			夫の身分事項欄	婚 婚	【婚姻日】 令和5年2月20日 【配偶者共名】 乙野梅子 【通知を受けた日】 令和5年2月23日 【受理者】 横浜市中区長 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 甲野義太郎
71		妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	婚 婚	【婚姻日】 令和5年2月20日 【配偶者共名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和5年2月23日 【受理者】 横浜市中区長 【新本籍】 京都市北区小山初音町18番地 【移する長】 乙野忠治
72		夫の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	婚 婚	【婚姻日】 令和5年2月20日 【配偶者共名】 乙野梅子 【通知を受けた日】 令和5年2月22日 【受理者】 横浜市中区長 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地 【移する長】 乙野忠治
73	日本人女と外国人男との婚姻届	本籍地 日本人たる妻の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編制	【編製日】 令和5年1月17日
74			妻の身分事項欄	婚 婚	【婚姻日】 令和5年1月17日 【配偶者共名】 フアンジボッショ、ウェイン 【配偶者の国籍】 アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】 西暦1996年1月1日 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野忠治
75		日本人たる妻の婚姻前の戸籍	同 上	婚 婚	【婚姻日】 令和5年1月17日 【配偶者共名】 フアンジボッショ、ウェイン 【配偶者の国籍】 アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】 西暦1996年1月1日 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地

76	同 〔婚姻前に日本に在籍する夫の妻が戸籍の筆頭に記載されている場合〕	上 非本籍地 日本人たる妻の戸籍	同 上	婚 婚	【婚姻日】 令和8年1月17日 【配偶者共名】 フアンジボッショ、ウェイン 【配偶者の国籍】 アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】 西暦2001年1月1日 【通知を受けた日】 令和8年1月22日 【受理者】 横浜市中区長
77	婚姻の証書の謄本又は証明書の提出(外国人による日本)人男が外国人女と所在在籍の方式に従つて婚姻した場合に婚姻前既に夫の戸籍の筆頭に記載されているとき	在外公館 日本人たる夫の戸籍	夫の身分事項欄	婚 婚	【婚姻日】 令和8年1月15日 【配偶者共名】 ベルナルド、マリア 【配偶者の国籍】 アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】 西暦2001年1月1日 【婚姻の式】 アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】 令和8年4月20日 【送付を受けた日】 令和9年5月15日 【受理者】 在ニューヨーク総領事
78	父母の婚姻により子が嫡出子の身分を取得する場合の記載(子が父母と同一戸籍にあるとき)	父母の戸籍	嫡出子の身分を取得した子の身分事項欄	訂 正	【訂正日】 令和18年1月10日 【訂正事項】 父母との続柄 【訂正事由】 令和18年1月10日父母婚姻届出 【従前の記録】 【父母との続柄】 長男(長女)
79	同 〔子が父母と戸籍を異にするとき〕	子の戸籍	同 上	訂 正	【訂正日】 令和18年1月13日 【訂正事項】 父母との続柄 【訂正事由】 令和18年1月10日父母婚姻届出 【通知を受けた日】 令和18年1月13日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前の記録】 【父母との続柄】 長男(長女)
80	同 〔追完届による場合〕	同 上	同 上	訂 正	【訂正日】 令和18年1月30日 【訂正事項】 父母との続柄 【訂正事由】 令和18年1月10日父母婚姻届出 【通知を受けた日】 令和18年1月30日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前の記録】 【父母との続柄】 長男(長女)
81	婚姻取消しの記載請求	妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	婚姻取消し	【婚姻取消しの登録確定日】 令和8年5月14日 【配偶者共名】 甲野義太郎 【記録請求日】 令和8年5月18日 【通知を受けた日】 令和8年5月20日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
82		夫の戸籍	夫の身分事項欄	婚姻取消し	【婚姻取消しの登録確定日】 令和8年5月14日 【配偶者共名】 甲野梅子 【記録請求日】 令和8年5月18日
83			妻の身分事項欄	婚姻取消し	【婚姻取消しの登録確定日】 令和8年5月14日 【配偶者共名】 甲野義太郎 【記録請求日】 令和8年5月18日 【入籍戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治

84	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の協議離婚	夫婦の本籍地	妻の婚前戸籍	妻の身分事項欄	離 婦	【離婚日】令和4年1月30日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【通知を受けた日】令和4年2月2日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸口】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
85					離 婦	【離婚日】令和4年1月30日 【配偶者氏名】甲野梅子	
86				妻の身分事項欄	離 婦	【離婚日】令和4年1月30日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【通知を受けた日】令和4年2月9日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸口】京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治	
87	同 妻の戸籍 上	同 上	妻の戸籍	戸籍事項欄 戸籍編製		【離婚日】令和5年2月6日	
88	妻の戸籍が既に除かれている場合又は妻が新戸籍編製の申出をした場合			妻の身分事項欄	離 婦	【離婚日】令和5年2月5日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【通知を受けた日】令和5年2月9日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸口】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
89					離 婦	【離婚日】令和5年2月5日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【新本籍】京都市北区小山初音町20番地	
90	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の裁判(調停、和解、請求の認諾)による離婚	非本籍地	妻の婚前戸籍	同 上	離 婦	【離婚の裁判確定日(調停成立日、和解成立日、請求認諾日)】令和7年4月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】令和7年4月14日 【届出人】妻 【通知を受けた日】令和7年4月20日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸口】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
91				夫の戸籍	夫の身分事項欄	離 婦	【離婚の裁判確定日(調停成立日、和解成立日、請求認諾日)】令和7年4月10日 【配偶者氏名】甲野梅子 【届出日】令和7年4月14日 【届出人】妻 【通知を受けた日】令和7年4月18日 【受理者】横浜市中区長
92					妻の身分事項欄	離 婦	【離婚の裁判確定日(調停成立日、和解成立日、請求認諾日)】令和7年4月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】令和7年4月14日 【通知を受けた日】令和7年4月18日 【受理者】横浜市中区長 【入籍戸口】京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
93	離婚の際の氏を称する届	夫婦の本籍地	妻の新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和3年7月4日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【戸籍編製】令和3年7月6日	
94	離婚の届出と同時に妻から届出があり新戸籍を編製する場合			妻の身分事項欄	離 婦	【離婚日】令和3年7月4日 【配偶者氏名】甲野義太郎	
					氏の変更	【氏変更日】令和3年7月4日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【通知を受けた日】令和3年7月6日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸口】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	

95		夫婦の戸籍	同 上	離 婦	【離婚日】令和3年7月4日 【配偶者氏名】甲野義太郎	
96	同 上	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和3年7月4日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【戸籍編製】令和3年7月7日
97	(離婚により戻籍した者から届出があり新戸籍を編製する場合)			氏を称した者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【従前戸口】京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
98				戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【従前戸口】京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
99	同 上	同 上	氏を称した者の戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出 【従前の記録】 【氏】乙野
100	(離婚により新戸籍が編製されている者から届出があつた場合において、他在に在籍者がいるとき)			氏を称した者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和3年8月7日 【氏変更の事由】戸籍法77条の2の届出
101	協議離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載(子が父又は母どちらの戸籍にある場合)		父又は母の戸籍	子の身分事項欄	親 権	【親権者を定めた日】令和4年1月30日 【親権者】父 【届出人】父母
102	同 上	子の戸籍	同 上	親 権	【親権者を定めた日】令和4年1月30日 【親権者】父 【届出人】父母 【通知を受けた日】令和4年2月3日 【受理者】東京都千代田区長	
103	裁判上の離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載(子が父又は母どちらの戸籍を異にする場合)		父又は母の戸籍	同 上	親 権	【親権者を定められた日】令和7年4月10日 【親権者】母
104	同 上	子の戸籍	同 上	親 権	【親権者を定められた日】令和7年4月10日 【親権者】母 【届出日】令和7年4月14日 【届出人】母 【通知を受けた日】令和7年4月19日 【受理者】横浜市中区長	
105	協議による親権者指定	本籍地	子の戸籍	子の身分事項欄	親 権	【親権者を定めた日】令和4年1月12日 【親権者】父 【届出人】父母

7. 親権及び未成年者の後見

106	裁判による親権者指定届	非本籍地	同上	同上	親 権	【親権者を定める裁判確定日】 令和5年2月6日 【親権者】 父 【届出日】 令和5年2月9日 【届出人】 父 【通知を受けた日】 令和5年2月11日 【受理者】 横浜市中央区
107	親 権 者 変 更 届	本籍地	同上	同上	親 権	【親権者変更の裁判確定日】 令和6年3月7日 【親権者】 母 【届出日】 令和6年3月13日 【届出人】 母
108	親権(管理権)喪失の審判確定による嘱託		同上	同上	親 権	【親権(管理権)喪失の審判確定日】 令和24年6月1日 【親権(管理権)喪失者】 父 【記録嘱託日】 令和24年6月4日
109	親権停止の審判確定による嘱託		同上	同上	親 権	【親権停止の審判確定日】 令和24年6月1日 【親権停止者】 父 【親権停止期間】 2年間 【記録嘱託日】 令和24年6月4日
110	親権(管理権)喪失の審判取消届	本籍地	同上	同上	親 権	【親権(管理権)喪失の審判取消しの裁判確定日】 令和25年9月31日 【親権(管理権)喪失取消者】 父 【届出日】 令和25年9月9日 【届出人】 親族 乙原清吉 【從前記録】 【親権(管理権)喪失の審判確定日】 令和24年6月1日 【親権(管理権)喪失】 父 【記録嘱託日】 令和24年6月4日
111	親権停止の審判取消届		同上	同上	親 権	【親権停止の審判取消しの裁判確定日】 令和25年9月31日 【親権停止取消者】 父 【届出日】 令和25年9月9日 【届出人】 親族 乙原清吉 【從前記録】 【親権停止の審判確定日】 令和24年6月1日 【親権停止者】 父 【親権停止期間】 2年間 【記録嘱託日】 令和24年6月4日
112	親権(管理権)辞任届	同上	同上	同上	親 権	【親権(管理権)辞任日】 令和6年6月13日 【親権(管理権)辞任者】 父
113	親権(管理権)回復届	同上	同上	同上	親 権	【親権(管理権)回復日】 令和10年7月15日 【親権(管理権)回復者】 父
114	親権者の職務執行停止及び代行者選任の裁判発効による嘱託		同上	同上	親 権	【親権者職務執行停止及び代行者選任の裁判発効日】 令和6年10月19日 【職務執行停止を受けた者】 親権者母 【親権代行者】 甲野梅吉 【親権代行者の戸籍】 東京都千代田区永田町一丁目4番地 甲野梅吉 【記録嘱託日】 令和6年10月21日
115	親権者の職務執行停止及び代行者選任(改任)の裁判発効による嘱託 (親権者の指定、変更の裁判確定の場合)		同上	同上	親 権	【親権者職務執行停止の裁判発効日】 令和5年2月20日 【記録嘱託日】 令和5年2月23日 【特記事項】 親権者を父と定めた裁判確定(親権者を父に変更の裁判確定)

116	同上 (その他の場合)		同上	同上	親 権	【親権者職務執行停止の裁判発効日】 令和6年3月11日 【記録嘱託日】 令和6年3月16日
117	親権者の代行者改任の裁判発効による嘱託		同上	同上	親 権	【親権者代行者改任の裁判発効日】 令和6年7月7日 【親権代行者】 乙原高助 【親権代行者の戸籍】 東京都千代田区永田町二丁目5番地 乙原高助 【記録嘱託日】 令和6年7月12日
118	未成年者の後見開始届 (未成年後見人が (法人である場合 を除く。))	非本籍地	未成年者 の戸籍	未成年者の 身分事項欄	未成年者の 後見	【未成年後見人就職日】 令和25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】 親権を行なう者がいたため (親権を行なう者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】 甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【届出日】 令和25年9月23日 【通知を受けた日】 令和25年9月25日 【受理者】 千葉市中央区
119	未成年者の後見開始届 (未成年後見人が (法人である場合 を除く。))		未成年 後見人 の戸籍		未成年者の 後見	【未成年後見人就職日】 令和25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】 親権を行なう者がいたため (親権を行なう者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】 甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【届出日】 令和25年9月23日 【通知を受けた日】 令和25年9月25日 【受理者】 千葉市中央区
120	未成年後見人(法人 を除く。)選任の裁判 確定による嘱託 (親権喪失、親権 停止の場合)		未成年 後見人 の戸籍	未成年後 見人の 身分事 項欄	未成年者の 後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年後見人】 甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【記録嘱託日】 令和25年9月20日
121	未成年後見人(法人 選任の裁判確定によ る嘱託 (親権喪失、親権 停止の場合)		同上	同上	未成年者の 後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年後見人】 社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号 【記録嘱託日】 令和25年9月20日
122	未成年後見人(法人 を除く。)選任の裁判 確定による嘱託 (親権喪失、親権 停止の場合)		同上	同上	未成年者の 後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】 親権を行なう者がいたため (親権を行なう者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】 甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【記録嘱託日】 令和25年9月20日
123	未成年後見人(法人 選任の裁判確定によ る嘱託 (親権喪失、親権 停止の場合)		同上	同上	未成年者の 後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】 親権を行なう者がいたため (親権を行なう者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】 社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号 【記録嘱託日】 令和25年9月20日

124	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日】令和26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】令和26年9月29日
125	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】令和26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉、社会福祉法人丙 【記録嘱託日】令和26年9月29日
126	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】令和26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉、社会福祉法人丙 【記録嘱託日】令和26年9月29日
127	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定日】令和27年9月3日 【未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】令和26年9月29日 【従前の記録】 【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日】令和26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】令和26年9月29日
128	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定日】令和27年9月3日 【記録嘱託日】令和27年9月2日 【従前の記録】 【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】令和26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉、社会福祉法人丙 【記録嘱託日】令和26年9月29日
129	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定日】令和27年9月3日 【記録嘱託日】令和27年9月2日 【従前の記録】 【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】令和26年9月25日 【未成年後見人】甲原孝吉、社会福祉法人丙 【記録嘱託日】令和26年9月29日
130	未成年後見人辞任許可の裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見人辞任許可の裁判確定日】令和24年8月2日 4日 【辞任した未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】令和24年8月27日
131	未成年後見人解任の裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見人解任の裁判確定日】令和24年11月9日 【解任された未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】令和24年11月14日
132	未成年後見人地位喪失届(死亡の場合)	本籍地	同上	未成年者の後見	【未成年後見人地位喪失事由】未成年後見人甲原孝吉の死亡 【届出日】令和24年10月1日 【届出人】未成年後見人 乙原義助
133	未成年者の後見終了届	同上	同上	未成年者の後見	【未成年者の後見終了日】令和24年11月1日 【届出日】令和24年11月9日 【特記事項】成年に達したため

134	未成年後見監督人(法人を除く。)就職届	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見監督人就職日】令和16年1月8日 【未成年後見監督人】甲川松子 【未成年後見監督人の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目5番地 甲川芳吉 【届出日】令和16年1月11日
135	未成年後見監督人(法人)就職届	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見監督人就職日】令和24年6月8日 【未成年後見監督人】社会福祉法人乙 【未成年後見監督人の住居】東京都中央区京橋一丁目1番号 【届出日】令和24年6月11日
136	未成年後見監督人(法人を除く。)選任の裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見監督人選任の裁判確定日】令和25年9月1日 8日 【未成年後見監督人】甲川松子 【未成年後見監督人の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目5番地 甲川芳吉 【記録嘱託日】令和25年9月20日
137	未成年後見監督人(法人)選任の裁判確定による嘱託	同上	同上	未成年者の後見	【未成年後見監督人選任の裁判確定日】令和25年9月1日 8日 【未成年後見監督人】社会福祉法人乙 【未成年後見監督人の住居】東京都中央区京橋一丁目1番号 【記録嘱託日】令和25年9月20日
8 死亡及び夫婦					
138	死亡届	本籍地	死亡者の戸籍	死亡者の身分事項欄	【死亡日】令和4年1月9日 【死亡時分】午後8時30分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】令和4年1月11日 【届出人】同居者 親族 甲野義太郎
139	同上	非本籍地	同上	戸籍事項欄	戸籍消除 【消除日】令和5年4月10日
140	(全員除籍により戸籍を消滅する場合)			死亡者の身分事項欄	死亡 【死亡日】令和5年2月6日 【死亡時分】午前5時 【死亡地】横浜市中区 【届出日】令和5年2月9日 【届出人】同居者 内原正作 【通知を受けた日】令和5年2月10日 【受理者】横浜市中区長
141	配偶者の死による婚姻解消に関する記載	同上	生存配偶者の身分事項欄	配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】令和4年7月6日
142	夫跡宣告届	本籍地	失踪者の戸籍	失踪者の身分事項欄	失踪宣告 【死亡とみなされる日】令和4年3月10日 【失踪宣告の裁判確定日】令和6年8月5日 【届出日】令和6年8月7日 【届出人】親族 甲野啓次郎
143	配偶者の失踪による婚姻解消に関する記載	同上	生存配偶者の身分事項欄	配偶者の失踪宣言	【配偶者の死亡とみなされる日】令和4年3月10日 【失踪宣告の裁判確定日】令和6年8月5日 【届出日】令和6年8月7日 【届出人】親族 甲野啓次郎
144	夫跡宣告取消届	本籍地	同上	失踪者の從前の身分事項欄	失踪宣告取消 【失踪宣告取消の裁判確定日】令和12年9月21日 【届出日】令和12年9月26日 【届出人】妻 【消除事項】失踪事項 【従前の記録】 【死亡とみなされる日】令和4年3月10日 【失踪宣告の裁判確定日】令和6年8月5日 【届出日】令和6年8月7日 【届出人】親族 甲野啓次郎

145	失終宣告の取消しにより婚姻解消事項を消除する場合の記載		同上	失終者の配偶者の身分事項欄	配偶者の失終宣告取消し	【消滅日】令和12年9月26日 【消滅事由】配偶者の失終事項 【従前の記録】 【配偶者の死亡とみなされる日】令和4年3月10日
9 生存配偶者の復氏						
146	生存配偶者の復氏届	復氏後の本籍地	被婚姻前戸籍の戸籍	復氏の身分事項欄	復氏	【婚姻前の氏に復した日】令和6年1月7日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
147			被婚姻後の戸籍	同上	復氏	【婚姻前の氏に復した日】令和6年1月7日 【通知を受けた日】令和6年1月10日 【受理者】京都市北区長 【入籍戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
148	同上	同上	新戸籍 戸籍事項欄	復氏の身分事項欄	復氏	【婚姻前の氏に復した日】令和6年2月17日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
149	復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合		被婚姻後の戸籍	同上	復氏	【婚姻前の氏に復した日】令和6年2月17日 【通知を受けた日】令和6年2月19日 【受理者】京都市北区長 【新本籍】京都市北区小山初音町18番地
10 婚族関係の終了						
151	姻族関係終了届(夫が亡妻と同一戸籍にある場合)	本籍地	生存配偶者の身分事項欄	婚姻関係終了		【死亡配偶者の親族との姻族関係終了日】令和5年1月7日 【死亡配偶者氏名】甲野梅子
11 推定相続人の廃除						
152	推定相続人廃除届	廃除された者の本籍地	廃除された者の戸籍	廃除された者の身分事項欄	推定相続人廃除	【推定相続人廃除の裁判確定日】令和4年9月14日 【被相続人】父 甲野義太郎 【届出日】令和4年9月15日 【届出人】父
153	推定相続人廃除取消届	同上	同上	同上	推定相続人廃除取消し	【推定相続人廃除取消しの裁判確定日】令和5年10月8日 【被相続人】父 甲野義太郎 【届出日】令和5年10月15日 【届出人】父 【従前の記録】 【推定相続人廃除の裁判確定日】令和4年9月14日 【被相続人】父 甲野義太郎 【届出日】令和4年9月15日 【届出人】父
12 入籍						
154	父母の氏を称する入籍	本籍地	父母の戸籍	子の身分事項欄	入籍	【届出日】令和13年10月1日 【入籍事由】父母の氏を称する入籍 【通知を受けた日】令和13年10月5日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
155			子の従前戸籍	同上	入籍	【届出日】令和13年10月1日 【入籍事由】父母の氏を称する入籍 【入籍戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野義太郎

156	同上	子の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】令和13年4月12日		
157	(配偶者とともに居出があった場合)		筆頭者となる子(夫)の身分事項欄	入籍	【届出日】令和13年4月6日 【入籍事由】父母の氏を称する入籍 【共同届出人】妻 【通知を受けた日】令和13年4月12日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎		
158			子の配偶者の(妻)の身分事項欄	配偶者の入籍	【届出による入籍日】令和13年4月12日 【入籍事由】夫が配偶の氏を称する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎		
159			子の従前戸籍	筆頭者である子(夫)の身分事項欄	入籍	【届出日】令和13年4月6日 【除籍事由】父の氏を称する入籍 【共同届出人】妻 【新本籍】京都市北区小山初音町18番地 乙川	
160				子の配偶者の(妻)の身分事項欄	配偶者の入籍	【届出による除籍日】令和13年4月6日 【除籍事由】夫が配偶の氏を称する入籍 【新本籍】京都市北区小山初音町18番地 乙川	
161	父の氏を称する入籍	入籍後の本籍地	父の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】令和5年2月4日	
162	(父につき新戸籍を編製する場合)			父の身分事項欄	子の入籍	【入籍日】令和5年2月4日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
163				子の身分事項欄	入籍	【届出日】令和5年2月4日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【従前戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子	
164				父の従前戸籍	父の身分事項欄	子の入籍	【届出日】令和5年2月4日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【従前戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子
165				子の従前戸籍	子の身分事項欄	入籍	【届出日】令和5年2月4日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【通知を受けた日】令和5年2月6日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
166	従前の氏に復する入籍届	従前の本籍地	子の復籍すべ戸籍	同上	入籍	【届出日】令和6年3月7日 【入籍事由】従前の氏に復する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
167			子の従前戸籍	同上	入籍	【届出日】令和6年3月7日 【入籍事由】従前の氏に復する入籍 【通知を受けた日】令和6年3月9日 【受理者】京都市北区長 【入籍戸籍】京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子	

168	同	上	同	上	子の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和7年4月9日
169	復氏者の復籍等 べき戸籍が既に 除かれている場 合又は復兵者が 新戸籍編製の申 出をした場合				子の身分事 項欄	入 稽	【届出日】 令和7年4月9日 【届出事由】 復氏者の氏に復する入籍 【從前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	【届出日】 令和7年4月9日 【届出事由】 復氏者の氏に復する入籍 【通知を受けた日】 令和7年4月12日 【受理者】 京都市北区長 【新本籍】 京都市北区小山初音町18番地
170								
13 分 稽								
171	分 稽	届	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和4年1月19日	
172					分籍者の身 分事項欄	分 稽	【分籍日】 令和4年1月19日 【從前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
173				從前の戸 籍	同	上	分 稽	【分籍日】 令和4年1月19日 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目110番地
14 国籍の得喪								
174	国 稽 取 得 通 (父の戸籍に入籍 する場合)	本籍地	父の戸 籍	国籍取得者 の身分事項 欄	国籍取得 の身分事項 欄	戸籍編製	【国籍登録日】 令和8年2月15日 【届出日】 令和8年2月24日 【届出人】 親族他父母 【取得の際の国籍】 アメリカ合衆国 【從前の氏名】 ベルナール、マリア	【編製日】 令和9年3月9日
175	帰 化 届	帰化後 の本籍 地	新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【帰化日】 令和8年3月1日 【届出日】 令和8年3月9日 【届出人】 親族他 【帰化の際の国籍】 アメリカ合衆国 【從前の氏名】 ベルナール、マリア	【編製日】 令和9年3月9日	
176								
177	国 稽 寶 失 通 (自己の希望によ つて外国への国籍 を取得した場合)	本籍地	喪失者 の戸籍	喪失者の身 分事項欄	国籍喪失	戸籍編製	【国籍喪失日】 令和8年5月7日 【喪失事由】 アメリカ合衆国の国籍取得 【届出日】 令和8年5月27日 【届出人】 親族 乙山一郎	
178	国 稽 選 択 届	同 上	選択者	選択者の身 分事項欄	国籍選択	戸籍編製	【国籍選択の宣言日】 令和17年5月15日	
179	国 稽 寶 失 報 告 (外国の国籍を選 択した場合)		喪失者の戸 籍	戸籍事項欄	国籍喪失	戸籍編製	【国籍喪失日】 令和15年8月3日 【喪失事由】 ブラジルの国籍選択 【報告日】 令和15年9月1日 【報告者】 在サンパウロ総領事	
180	同 上 (国籍を離脱した 場合)			同 上	同 上	国籍喪失	【国籍喪失日】 令和15年8月3日 【喪失事由】 日本国籍の離脱 【報告日】 令和15年9月7日 【報告者】 在サンパウロ総領事	
181	同 上 (国籍法15条3項 による場合)			同 上	同 上	国籍喪失	【国籍喪失日】 令和15年8月3日 【喪失事由】 国籍選択の通告を受けて選択をしなかつたため 【報告日】 令和15年10月7日 【報告者】 大阪法務局	
182	同 上 (国籍法16条2項 による場合)			同 上	同 上	国籍喪失	【国籍喪失日】 令和15年8月3日 【喪失事由】 国籍喪失の通告を受けたため 【報告日】 令和15年9月7日 【報告者】 法務省民事局	
183	外 国 国 稽 損 失 届	非本籍 地	外国国 籍喪失 者の戸 籍	外国国 籍喪失 者の身分 事項欄	外国国 籍喪失	戸籍編製	【外国国籍喪失日】 令和11年5月6日 【喪失した外国籍】 アメリカ合衆国 【届出日】 令和11年5月30日 【届出人】 令和11年6月8日 【通知を受けた日】 令和11年6月8日 【受理者】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子	

184	戸籍法107条1項によ る氏の変更届	本籍地	氏を変 更する 者の戸 籍	戸籍事項欄	氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和9年10月17日 【氏変更の事由】 戸籍法107条1項の届出 【從前の記録】 【氏】 我助	
185	戸籍法107条2項によ る氏の変更届	同 上	同 上	同 上	氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和9年5月8日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出 【從前の記録】 【氏】 乙野	
186					氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和9年5月8日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出	
187	同 上 (子が氏を変更す る者と同一の戸 籍にある場合)	非本籍 地	氏を変 更する 者の戸 籍	戸籍事項欄	氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和8年7月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出 【編製日】 令和8年7月5日	
188					氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和8年7月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出 【通知を受けた日】 令和8年7月5日 【受理者】 東京都中央区役所 【從前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子	
189				氏を変 更する 者の從 前の戸 籍	氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和8年7月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出 【通知を受けた日】 令和8年7月5日 【受理者】 東京都中央区役所 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子 【變更後の氏】 フアンデンボッシュ	
190	戸籍法107条3項によ る氏の変更届	同 上	氏を変 更する 者の新 戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和10年3月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条3項の届出 【編製日】 令和10年3月9日	
191	同 上 (子が氏を変更す る者と同一の戸 籍にある場合)				氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和10年3月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条3項の届出 【通知を受けた日】 令和10年3月9日 【受理者】 京都市北区長 【從前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子	
192					氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和10年3月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条3項の届出 【通知を受けた日】 令和10年3月9日 【受理者】 京都市北区長 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子 【變更後の氏】 乙野	
193	戸籍法107条4項によ る氏の変更届	同 上	氏を変 更する 者の新 戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和10年10月1日 【氏変更の事由】 戸籍法107条4項の届出 【編製日】 令和10年10月5日	
194					氏の変更	戸籍編製	【氏変更日】 令和10年10月1日 【氏変更の事由】 戸籍法107条4項の届出 【通知を受けた日】 令和10年10月5日 【受理者】 さいたま市浦田区長 【從前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野梅子	

195			氏を変更する者の従前戸籍	同	上	氏の変更	【氏変更日】 令和9年10月1日 【氏変更の事由】 戸籍事項欄の届出 【通知を受けた日】 各都府県年1月5日 【受理者】 さいたま市浦和区長 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 【変更後の氏】 フアンボンボンショ
196	名の変更届	本籍地	名を変更する者の戸籍	名を変更する者の身分事項欄		名の変更	【名の変更日】 令和9年2月16日 【従前の記録】 【名】 銀吉
16 転籍							
197	転籍届	転籍地	戸籍事項欄	転籍	同	上	【転籍日】 令和4年1月20日 【従前本籍】 千葉市中央区千葉港5番地
198	(一の市町村から他の市町村に転籍する場合)	転籍前	戸籍事項欄	転籍	同	上	【転籍日】 令和4年1月20日 【新本籍】 東京都千代田区西神田一丁目4番地 【通知を受けた日】 令和4年1月21日 【受理者】 東京都千代田区長
199	(同一市町村内に転籍する場合)	本籍地	戸籍者戸籍	戸籍	同	上	【転籍日】 令和5年6月8日 【従前の記録】 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地
17 就籍							
200	就籍届	就籍地	戸籍事項欄	戸籍編製			【就籍許可の裁判確定日】 令和24年6月28日
201			就籍者身分事項欄	就籍			【就籍許可の届出日】 令和24年6月28日
18 戸籍の訂正							
202	出生日の訂正申請		訂正すべき記録のある者の戸籍	訂正すべき記録のある者の身分事項欄	訂正		【訂正日】 令和8年2月17日 【訂正事由】 生年月日 【訂正事由】 戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】 令和4年1月30日 【申請人】 甲野義太郎 【申請人】 父 【従前の記録】 【生年月日】 令和8年1月10日 【出生日】 令和8年1月10日
203	嫡出子否認の裁判による訂正申請		子の戸籍	子の身分事項欄	消除		【消除日】 令和8年5月7日 【消除事由】 父の氏名 【裁判確定日】 令和8年5月2日 【申請人】 令和8年5月7日 【申請人】 甲野義太郎 【申請人】 父母との続柄 【従前の記録】 【父】 甲野義太郎 【母】 甲野義太郎 【夫】 甲野義太郎
204	父を定める裁判による訂正申請		父の戸籍	同	上	入籍	【入籍日】 令和6年6月16日 【入籍事由】 父を丙山信雄と定める裁判確定 【裁判確定日】 令和6年6月11日 【申請人】 令和6年6月16日 【申請人】 丙山信雄 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
205			子の従前戸籍	同	上	除籍	【除籍日】 令和6年6月18日 【除籍事由】 父を丙山信雄と定める裁判確定 【裁判確定日】 令和6年6月11日 【申請人】 令和6年6月16日 【申請人】 丙山信雄 【通知を受けた日】 令和6年6月18日 【受理者】 千葉市中央区長 【八籍戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 丙山信雄

206	親子関係不存在確認の裁判による訂正申請		子の戸籍	同	上	消除	【消除日】 令和6年7月16日 【消除事由】 出生事項 【削除事由】 丙野久夫及び同人妻ハナとの親子関係不存在確認の裁判確定 【裁判確定日】 令和6年7月7日 【申請人】 令和6年7月16日 【申請人】 甲野義太郎 【従前の記録】 【出生日】 令和8年3月4日 【出土地】 さいたま市浦和区 【届出日】 令和2年9月10日 【届出人】 父
207	養子縁組無効の裁判による訂正申請		養子の従前戸籍	養子の従前身分事項欄	同	上	消除
208			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	同	上	消除
209				養子の身分事項欄	同	上	消除

210	婚姻無効の裁判による訂正申請	夫の婚 姻前の 戸籍	夫の従前の 身分事項欄	消 除	【消除日】 令和5年10月20日 【消除事項】 婚姻事項 【消除事由】 妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和5年10月11日 【申請日】 令和5年10月20日 【從前の記録】 【婚姻日】 令和4年9月10日 【配偶者氏名】 乙野幸子 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目10番地 【称する氏】 夫の氏	
211		妻の婚 姻前の 戸籍	妻の従前の 身分事項欄	消 除	【消除日】 令和5年10月20日 【消除事項】 婚姻事項 【消除事由】 夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和5年10月11日 【申請日】 令和5年10月20日 【申請人】 夫 【從前の記録】 【婚姻日】 令和4年9月10日 【配偶者氏名】 甲野義男 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目10番地 【称する氏】 夫の氏	
212		夫婦の 戸籍	夫の身分事 項欄	戸籍事項欄	戸籍消除	【消除日】 令和5年10月20日
213				消 除	【消除日】 令和5年10月20日 【消除事項】 婚姻事項 【消除事由】 妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和5年10月11日 【申請日】 令和5年10月20日 【從前の記録】 【婚姻日】 令和4年9月10日 【配偶者氏名】 乙野幸子 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義雄	
214			妻の身分事 項欄	消 除	【消除日】 令和5年10月20日 【消除事項】 婚姻事項 【消除事由】 夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和5年10月11日 【申請日】 令和5年10月20日 【申請人】 夫 【從前の記録】 【婚姻日】 令和4年9月10日 【配偶者氏名】 甲野義男 【新本籍】 東京都千代田区神保町二丁目5番地 乙野太郎	
215	複本籍につき訂正申請をする者がないためにする権限訂正	複本籍 者の除 かれる べき戸 籍	複本籍者の身 分事項欄	消 除	【消除日】 令和4年11月10日 【消除事項】 戸籍の記録全部 【消除事由】 千葉市中央区千葉港5番地 甲野義太郎 同籍英助の複本籍 【許可日】 令和4年11月9日	

216	性別の取扱いの変更 の裁判確定による廃止	性別の取扱いの変更 の裁判 を受けた者の 新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和24年8月23日
217			変更の裁判 を受けた者の 身分事項 欄	平成15年法 律第111号 3条	【平成15年法律第111号3条による裁判確定日】 令和24 年8月20日 【記録廃止日】 令和24年8月23日 【從前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野 義太郎 【從前の記録】 【父姓との続柄】 長男
218		性別の取扱いの変更 の裁判 を受けた者の 従前の 戸籍	変更の裁判 を受けた者の 身分事項 欄	平成15年法 律第111号3 条	【平成15年法律第111号3条による裁判確定日】 令和24 年8月20日 【記録廃止日】 令和24年8月23日 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地

付録第二十六号様式 戸籍の消除（第七十三条第七項関係）

第一 全部の消除

除 簿	(2の1) 全 部 事 項 証 明
本 簿	東京都千代田区平河町二丁目10番地
氏 名	甲野 義太郎
戸籍事項 略 戸籍消除	略 【消除日】令和16年5月11日
戸籍に記録されている者	【名】義太郎 【生年月日】昭和40年6月21日 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【統柄】長男
身分事項 略	略
戸籍に記録されている者	【名】梅子 【生年月日】昭和41年1月8日 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【統柄】長女
身分事項 略	略
死 亡	【死亡日】令和16年5月9日 【死亡時分】午後8時30分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】令和16年5月11日 【届出入】親族 甲野英助
戸籍に記録されている者	【名】ゆり 【生年月日】平成6年2月15日

発行番号000002

以下次頁

(2の2) 全 部 事 項 証 明

除 簿	【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【統柄】長女
身分事項 略	略
	以下余白

発行番号000002

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職 印

第二 一部の消除

(2の1) 全部事項証明

本籍	東京都千代田区平河町二丁目10番地
氏名	甲野 義太郎
戸籍事項 略	略
戸籍に記録されている者	【名】義太郎 【生年月日】昭和40年6月21日 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
除籍	
身分事項 略	略
死 亡	【死亡日】平成26年5月3日 【死亡時分】午前5時 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成26年5月5日 【届出入】同居者丙原正作
戸籍に記録されている者	【名】梅子 【生年月日】昭和41年1月8日 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
除籍	
身分事項 略	略
配偶者の死亡 復 氏	【配偶者の死亡日】平成26年5月3日 【婚姻前の氏に復した日】平成27年5月8日 【送付を受けた日】平成27年5月12日 【受理者】京都市上京区長

発行番号000003

以下次頁

(2の2) 全部事項証明

戸籍に記録されている者	【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治 【名】ゆり 【生年月日】平成6年2月15日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長女
身分事項 略	略
親 権	【親権喪失の審判取消しの裁判確定日】平成25年9月3日 【親権喪失取消者】父 【届出日】平成25年9月9日 【届出入】親族 乙原清吉 【従前の記録】 【親権喪失の審判確定日】平成24年6月1日 【親権喪失者】父 【記録嘱託日】平成24年6月4日
	以下余白

発行番号000003

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

付録第二十七号様式 戸籍の訂正(第七十三条第八項関係)

第一 全部の訂正

除籍	(2の1) 全部事項証明
本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目3番地 甲原 義太郎
戸籍事項 略 戸籍消除	略 【消除日】平成10年12月8日
戸籍に記録されている者 消 除	【名】義太郎 【生年月日】昭和40年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 略 消 除	略 【消除日】平成10年12月8日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成10年12月4日 【申請日】平成10年12月8日 【申請人】養父 甲原忠太郎 【申請人】養母 甲原杉子 【從前の記録】 【縁組日】平成10年5月11日 【養父氏名】甲原忠太郎 【養母氏名】甲原杉子 【從前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野義太郎
戸籍に記録されている者 消 除	【名】梅子 【生年月日】昭和41年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 略	略

発行番号000004

以下次頁

(2の2) 全部事項証明

消 除	【消除日】平成10年12月8日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成10年12月4日 【申請日】平成10年12月8日 【申請人】養父 甲原忠太郎 【申請人】養母 甲原杉子 【從前の記録】 【縁組日】平成10年5月11日 【養父氏名】甲原忠太郎 【養母氏名】甲原杉子 【從前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野義太郎
	以下余白

発行番号000004

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

第二 一部の訂正

(2の1) 全部事項証明

本籍 氏名	東京都中央区日本橋室町一丁目1番地 若佐 鉄吉
戸籍事項 略 氏の変更	略 【氏の変更日】平成9年10月17日 【氏の変更の事由】戸籍法107条1項の届出 【従前の記録】 【氏】我謝
戸籍に記録されている者	【名】鉄吉 【生年月日】昭和40年6月21日 【父】我謝幸雄 【母】我謝松子 【続柄】長男
身分事項 略	略
消 除	【消除日】平成9年9月10日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】妻丙原桃子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成9年9月4日 【申請日】平成9年9月10日 【申請人】妻 【従前の記録】 【婚姻日】平成9年3月8日 【配偶者氏名】丙原桃子
名の変更	【名の変更日】平成10年11月4日 【従前の記録】 【氏】鉄吉
戸籍に記録されている者	【名】啓太郎 【生年月日】平成4年11月2日 【父】我謝鉄吉 【母】我謝梅子 【続柄】長男

発行番号000005

以下次頁

(2の2) 全部事項証明

身分事項 略	略
訂 正	【訂正日】平成5年2月26日 【訂正事項】名 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成5年2月20日 【申請日】平成5年2月26日 【申請人】父 【従前の記録】 【名】敏太
戸籍に記録されている者 消 除	【名】桃子 【生年月日】昭和47年4月9日 【父】丙原信吉 【母】丙原夏子 【続柄】三女
身分事項 略	略
消 除	【消除日】平成9年9月10日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫我謝鉄吉との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成9年9月4日 【申請日】平成9年9月10日 【従前の記録】 【婚姻日】平成9年3月8日 【配偶者氏名】我謝鉄吉 【従前戸籍】東京都千代田区神保町二丁目10番地 丙原信吉

発行番号000005

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第二十八号様式 本籍の更正(第七十三条第九項関係)

(1の1) 全部事項証明

本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目10番地 甲野 廣造
戸籍事項 略 更正	略 【更正日】平成20年6月29日 【更正事項】本籍 【更正事由】地番号の変更 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地
戸籍に記録されている者	【名】廣造 【生年月日】大正10年6月21日 【父】甲野義太郎 【母】乙野梅子 【続柄】長男
身分事項 略	略
	以下余白

発行番号000006

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第二十九号様式 (第七十三条の三関係)
第一 戸籍の全部事項証明書これは、本籍地の戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(戸籍法第120条の2第1項)
令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第二 除かれた戸籍の全部事項証明書

これは、本籍地の除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(戸籍法第120条の2第1項)
令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第三十号書式（第七十八条の五第二項関係）

付録第三十号書式（第七十八条の五第二項関係）

これは、届書等情報の内容を証明した書面である。
(戸籍法第120条の6 第1項)
令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第三十一号書式（第七十九条の二第二項関係）

付録第三十一号書式（第七十九条の二第二項関係）

これは、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書である。
(戸籍法第120条の3)
令和何年何月何日

付録第三十二号様式（第七十九条の二の二第二項関係）

付録第三十二号様式
 第一 戸籍電子証明書提供用識別符号
 1111-1111-1111-1111

本籍
 筆頭者
 戸籍電子証明書提供用識別符号
 1111-1111-1111-1111

これは、戸籍電子証明書提供用識別符号である。
 (戸籍法第120条の3第2項)
 令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第二 除籍電子証明書提供用識別符号
 1111-1111-1111-1111

本籍
 筆頭者
 除籍電子証明書提供用識別符号
 1111-1111-1111-1111

これは、除籍電子証明書提供用識別符号である。
 (戸籍法第120条の3第2項)
 令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第三十三号書式（第七十九条の六関係）

付録第三十三号書式（第七十九条の六関係）
 第一 戸籍の全部事項証明書
 これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明したものである。
 令和何年何月何日

何市町村長氏名

第二 戸籍の個人事項証明書
 これは、戸籍中的一部の者について記録されている事項の全部を証明したものである。
 令和何年何月何日

何市町村長氏名

第三 戸籍の一部事項証明書
 これは、戸籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明したものである。
 令和何年何月何日

何市町村長氏名

第四 除かれた戸籍の全部事項証明書
 これは、除籍に記録されている事項の全部を証明したものである。
 令和何年何月何日

何市町村長氏名

第五 除かれた戸籍の個人事項証明書
 これは、除籍中的一部の者について記録されている事項の全部を証明したものである。
 令和何年何月何日

何市町村長氏名

第六 除かれた戸籍の一部事項証明書
 これは、除籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明したものである。
 令和何年何月何日

何市町村長氏名

付録第三十四号書式（第七十九条の十二第一項関係）

付録第三十四号書式（第七十九条の十二第一項関係）
戸籍除籍届書申請書その他記載項証明
(事件本人) 戸籍表示 氏名
(證明する事項) 何何
右の事項は 戸籍除籍届書申請書その他に記載があることを證明する(右相違ないことを證明する)。
令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

付録第三十五号様式 第七十九条の十二第二項の書面（第七十九条の十二第四項関係）

付録第三十五号様式 第七十九条の十二第二項の書面（第七十九条の十二第四項関係）
付録第三十五号様式 第七十九条の十二第二項の書面（日本産業規格A列四番）（第七十九条の十二第四項関係）

第一 戸籍の一部を證明した書面

(1の1) 一部 証 明

本 氏 名	
戸籍に記録されている者	【名】
身分事項	
	以下余白

発行番号
第二 除かれた戸籍の一部を證明した書面

(1の1) 一部 証 明

本 氏 名	
戸籍に記録されている者	【名】
身分事項	
	以下余白

発行番号

付録第三十六号書式(第七十九条の十二第五項関係)

第一 戸籍の一部を証明した書面

これは、戸籍に記録されている事項の一部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第二 除かれた戸籍の一部を証明した書面

これは、除籍に記録されている事項の一部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印